

令和8年度

事業概要



令和8年9月

福井県福井健康福祉センター

Fukui Health and Welfare Center

目 次

1 福井健康福祉センターの概要	1
1 管内の状況	1
2 沿革	3
3 組織	5
4 課・室別職種別職員配置表	6
5 福井健康福祉センター運営協議会	7
6 主な定期業務	8
2 医務	9
1 医療施設の状況	9
2 医療従事者数	9
3 病院・診療所の立入検査	10
4 薬務	11
1 薬事関係施設の状況	11
2 毒物劇物関係施設の状況	12
3 薬物乱用防止対策	12
4 血液事業	13
5 生活保護・生活困窮者自立支援	14
1 生活保護制度	14
2 生活困窮者自立支援制度	16
6 児童福祉	18
1 家庭相談員による相談支援	18
7 障がい者(児)福祉	19
1 身体障害者手帳の交付	19
2 特別障害者手当等の支給	19
3 福祉のまちづくり	20
8 女性福祉	21
9 母子・父子・寡婦福祉	22
10 感染症対策	23
1 感染症対策	23
2 結核対策	26

3	エイズ予防対策	30
4	肝炎対策	30
11	健康危機管理体制の整備	32
12	在宅医療	33
1	福井地域医療連携体制協議会の開催	33
2	在宅医療・介護連携推進事業の実施	33
13	健康づくりの推進	35
1	がん予防推進	35
2	禁煙推進	35
3	「一市町一健康づくり」の推進	36
4	働き盛り世代へのアプローチ	36
5	国保ヘルスアップ支援事業	36
14	栄養改善指導	38
1	食生活・栄養管理支援事業	38
2	食品の栄養成分表示等の推進	39
3	「ふくい100 彩ごはん」認証による食環境の整備	40
4	地域の健康づくりリーダー育成	42
5	管理栄養士・栄養士申請	42
15	精神保健福祉	43
1	精神保健福祉法に基づく診察・保護申請	43
2	精神障がい者の退院支援の状況	44
3	心の健康に関する相談	44
4	関係機関との連携	45
5	自主グループへの支援	46
16	母子保健	47
1	小児慢性特定疾病医療費支給認定	47
2	特定不妊治療費助成事業	47
3	育児不安解消サポート事業「こあら広場」	48
4	人工妊娠中絶状況	48
5	先天性代謝異常等検査事業	49
6	気がかりな妊婦・親子の支援における取り組み	49
17	歯科保健	50

18 難病対策	51
1 特定医療費支給認定	51
2 医療相談事業	51
3 訪問相談・指導事業	52
4 難病対策地域協議会	52
5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援	52
19 食品衛生	53
1 食の安全・安心確保対策事業	53
2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発	55
3 食品による健康被害等に関する対応	55
4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務	56
5 ふぐ処理登録申請に関する業務	56
20 動物愛護管理業務	57
動物取扱業への監視指導	57
21 環境衛生	58
1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策	58
2 民泊に対する衛生管理	58
3 浄化槽の法定検査受検率向上対策	59
4 水道施設の適正維持管理の推進	59
5 特定建築物に対する監視指導	60
6 温泉関係施設に対する監視指導	60
7 遊泳用プールの衛生管理の徹底	61
22 廃棄物	62
1 廃棄物関係の許可・処理施設	62
2 廃棄物処理の許可に関する手続	62
3 廃棄物に関する監視指導	63
4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み	64
23 公害	65
1 公害関係法令	65
2 水・大気環境の保全	65
3 地下水汚染の防止	66
4 地盤沈下の防止	66
5 フロン類の排出抑制の推進	66

24	地域保健・福祉・環境関係職員研修	67
25	研修生・実習生の受入れ	68
1	臨床研修医師の受入れ	68
2	実習生の受入れ	68

※ 出典記載のないものは、福井健康福祉センター調べ

※ 本冊子 表中の令和元年度分データは、平成31年4月に福井健康福祉センターから福井市保健所へ移管された事業は記載していませんので、ご注意ください。

1 福井健康福祉センターの概要

1 管内の状況

福井健康福祉センター（以下「当センター」という。）の所管区域は、県都である福井市と吉田郡永平寺町の1市1町です。ただし、平成31年4月に、福井市の中核市移行に伴い福井市保健所が設置されたため、保健所業務の所管区域は吉田郡永平寺町の1町のみとなりました。

管内は嶺北地方の中央部に位置し、人口は県内で最も多くなっています。また、公的医療機関をはじめとする医療施設に恵まれた環境にあります。行政機関や企業の拠点が集まり、学術・研究機能や文化・学習機能が集積し、本県の都市機能の中核を担っています。

管内の産業は、都市部で商工業やサービス業を中心とする第三次産業が盛んですが、郊外部では農林業も盛んです。また、日本海に面する沿岸部は越前加賀海岸国定公園に指定された風光明媚な地域であり、内陸部は大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡等名所旧跡に恵まれた土地柄です。



表1 管内の市町別面積・人口

（令和8年4月1日現在）

区分 市町別	面積 (km ²) a	世帯数 b	人口 (人)			人口密度 (人/km ²) c/a	世帯当 り人口 c/b
			総数 c	男	女		
福井市	536.38	108,684	252,457	123,332	129,125	470.7	2.3
永平寺町	94.43	7,551	18,124	8,827	9,297	191.9	2.4
管内	630.81	116,235	270,581	132,159	138,422	428.9	2.3
福井県	4190.56	301,095	730,468	357,390	373,078	174.3	2.4
全国	377,979.74	61,747,140	123,767万人	60,396万人	63,370万人	327.4	2.0

注 面積:「全国都道府県市区町村別面積調」(令和8年1月1日現在、国土地理院)

県内人口・世帯数:「県の人口と世帯(推計)」(福井県地域戦略部統計情報課)

全国世帯数:「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

(総務省自治行政局、令和8年1月1日現在)

表2 管内市町別人口動態実数および率

(令和6年)

種別 市町	人口 (10月1日現在)	出生数 (人口千対率)	死亡数 (人口千対率)	乳児 死亡数 (出生千対率)	新生児 死亡数 (出生千対率)	死産数			周産期 死亡数 (出産※2千対率)	婚姻数 (人口千対率)	離婚数 (人口千対率)
						総数 (出産※1千対率)	自然 (出産※1千対率)	人工 (出産※1千対率)			
福井県	721,946	4,383	10,509	3	2	95	48	47	10	2,583	913
		6.1	14.6	0.7	0.5	21.2	10.7	10.5	2.3	3.6	1.27
管内	268,028	1,696	3,635	2	1	38	22	16	5	1,022	365
		6.3	13.6	1.2	0.6	21.9	12.7	9.2	2.9	3.8	1.36
福井市	249,966	1,618	3,368	2	1	35	21	14	5	969	345
		6.5	13.5	1.2	0.6	21.2	12.7	8.5	3.1	3.9	1.38
永平寺町	18,062	78	267	0	0	3	1	2	0	53	20
		4.3	14.8	0.0	0.0	37.0	12.3	24.7	0.0	2.9	1.11

注 1)人口は令和6年10月1日現在の日本人口 2)乳児:生後1年未満 3)新生児:生後4週(28日)未満

4)出産※1:出生+死産 5)出産※2:出生+妊娠22週以後の死産

6)福井県の諸率および人口は、厚生労働省「令和6年人口動態統計(確定数)の概況」から

7)市町および管内の人口は、福井県政策統計・情報課「福井県の推計人口」から

8)市町および管内の諸率は、福井県地域福祉課「令和6年福井県人口動態統計」から

表3 管内死因別死亡数および率(人口10万対)

(令和6年)

市町別		全国	福井県	管内	福井市	永平寺町
死因別						
人口	数	120,295,592	721,946	268,028	249,966	18,062
総死亡	数	1,605,378	10,510	3,635	3,368	267
	率	13.3	14.6	13.6	13.5	14.8
悪性新生物	数	384,111	2,343	816	759	57
	率	319.3	324.5	304.4	303.6	315.6
心疾患	数	226,388	1,535	482	450	32
	率	188.2	212.6	179.8	180.0	177.2
肺炎	数	80,176	621	217	203	14
	率	66.6	86.0	81.0	81.2	77.5
脳血管疾患	数	102,821	673	236	218	18
	率	85.5	93.2	88.1	87.2	99.7
老衰	数	206,887	1,321	440	397	43
	率	172.0	183.0	164.2	158.8	238.1
不慮の事故	数	45,743	371	127	120	7
	率	38.0	51.4	47.4	48.0	38.8
腎不全	数	29,655	201	74	67	7
	率	24.7	27.8	27.6	26.8	38.8
自殺	数	19,608	103	42	40	2
	率	16.3	14.3	15.7	16.0	11.1
大動脈瘤	数	20,427	117	45	40	5
及び解離	率	17.0	16.2	16.8	16.0	27.7
肝疾患	数	18,858	119	46	43	3
	率	15.7	16.5	17.2	17.2	16.6
慢性閉塞性	数	16,629	90	28	27	1
肺疾患	率	13.8	12.5	10.4	10.8	5.5
糖尿病	数	14,959	103	43	36	7
	率	12.4	14.3	16.0	14.4	38.8
その他	数	439,116	2,913	1,039	968	71
	率	365.0	403.5	387.6	387.3	393.1

注 1)市内および管内の諸率は、福井県地域福祉課「令和6年福井県人口動態統計」から

注 2)市町および管内の諸率はセンターにて算出した((死亡数/人口)*100,000)

2 沿 革

高志福祉事務所

- 昭和 26 年 10 月 高志地方事務所が発足(厚生係)
- 昭和 31 年 2 月 高志事務所・福祉課と改称
- 昭和 37 年 4 月 高志福祉事務所独立。民生課、保護課の 2 課制となる。
- 昭和 52 年 4 月 家庭児童相談室の新設
- 平成 9 年 4 月 松本合同庁舎から福井保健所庁舎内に事務所移転。
民生課を地域福祉課に改称

福井保健所

- 大正 12 年 2 月 福井市毛矢町に木田簡易健康保健相談所を開設
- 昭和 19 年 10 月 旧保健所法(昭和 12 年法律第 42 号)に基づき、福井市毛矢町に福井保健所として発足
- 昭和 20 年 7 月 戦災により焼失、福井市内の仮庁舎(福井市役所・済生会病院など)で執務
- 昭和 22 年 9 月 保健所法の制定(昭和 22 年 9 月 5 日法律第 101 号)
- 昭和 24 年 3 月 福井市松陰町に木造庁舎を建設。A 級保健所に昇格し、4 課制(総務課・衛生課・保健予防課・普及課)となる。
- 昭和 25 年 森田保健所を統合
- 昭和 38 年 3 月 丹生郡殿下村が福井市編入により福井保健所の所管となる。
- 昭和 38 年 9 月 福井市西木田 1 丁目に新築移転
- 昭和 42 年 5 月 坂井郡川西町の福井市編入により、金津保健所川西支所を統合
- 昭和 43 年 11 月 川西支所を廃止
- 昭和 46 年 6 月 検査課を新設
- 昭和 53 年 4 月 と畜検査事務を食肉衛生検査所(新設)へ移管
- 昭和 55 年 4 月 衛生課を廃止し、食品衛生課・環境衛生課を新設、6 課制(総務課・食品衛生課・環境衛生課・検査課・保健予防課・普及課)となる。
- 平成 5 年 10 月 福井市西木田 2 丁目に新築移転
- 平成 6 年 7 月 保健所法から地域保健法に改正
- 平成 9 年 4 月 地域保健法の全面(完全)施行。課の名称変更(総務課・食品衛生課・環境衛生課・衛生検査課・健康増進課・保健指導課)
- 平成 10 年 4 月 福祉保健推進室を新設

福井健康福祉センターとして統合

平成 12 年 4 月 高志福祉事務所と福井保健所が統合し、福井健康福祉センターとなる。

〔 <6 課 1 室> 地域支援室
福祉保健部・・・福祉課・健康増進課・保健指導課
環境衛生部・・・生活衛生課・環境廃棄物対策課・衛生検査課 〕

平成 18 年 4 月 丹生郡旧越廼村、旧清水町が福井健康福祉センターの所管となる(同年 2 月足羽郡美山町、丹生郡越廼村、清水町が福井市に編入合併。同月吉田郡松岡町、永平寺町、上志比村が合併し「永平寺町」となる)。

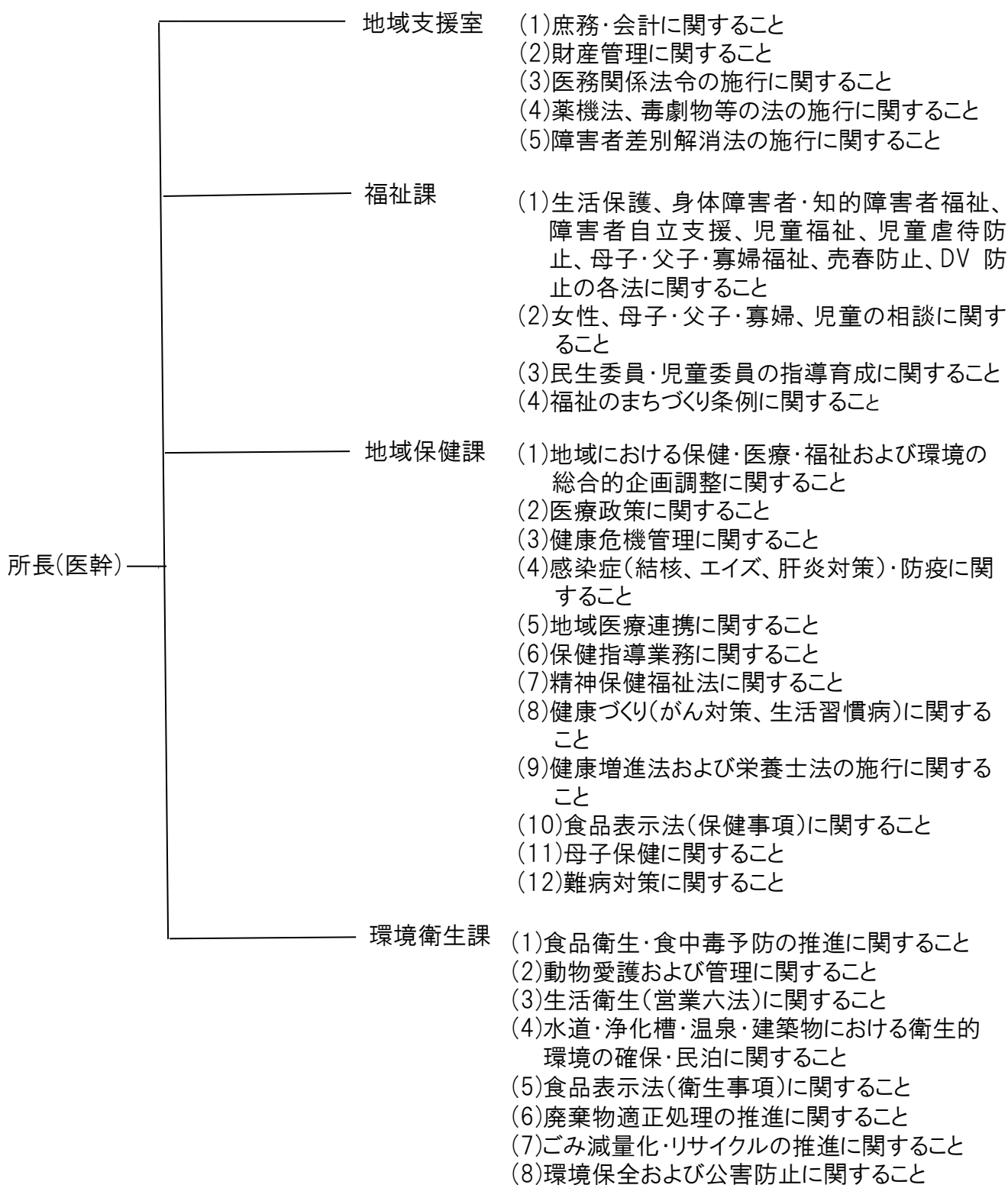
平成 22 年 4 月 保健指導課を廃止し、地域保健課を新設

平成 24 年 4 月 医療監査室を新設、検査事務を衛生環境研究センターへ移管し、衛生検査課を廃止。5 課 2 室(地域支援室・医療監査室・福祉課・地域保健課・健康増進課・生活衛生課・環境廃棄物対策課)となる。

平成 31 年 4 月 福井市保健所設置に伴い部制を廃止。医療監査室を丹南健康福祉センターに移管し、3 課 1 室(地域支援室・福祉課・地域保健課・環境衛生課)となる。

3 組 織

(令和 8 年 4 月 1 日現在)



※所管区域は、吉田郡永平寺町(ただし、病院、医療法人、産業廃棄物収集運搬業、フロン排出抑制法、ハートフル専用パーキング、DV相談、精神通報等対応は、福井市も所管)

4 課・室別職種別職員配置表

(令和8年4月1日現在)

課 室 種 別	地 域 支 援 室	福 祉 課	地 域 保 健 課	環 境 衛 生 課	合 計
事 務 吏 員	4 (所長含む)	4			8
医 師	1 (医幹)				1
獣 医 師					
薬 剤 師	1			3	4
保 健 師			6		6
診療放射線技師			1		1
臨床検査技師				2	2
歯 科 衛 生 士					
化 学					
栄 養 士			1		1
社 会 福 祉 士					
非 常 勤 医 師			1		1
相 談 員		1 (兼 1)			1
団 体 職 員					
合 計	6	5	9	5	25

5 福井健康福祉センター運営協議会

保健、医療、福祉、環境に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、当センターの運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

表1 福井健康福祉センター運営協議会開催状況

(令和7年度)

開催日	令和8年3月12日(木)
場所	当センター 3階 大会議室
議題	令和7年度主要事業について
主な発言	・薬物乱用防止について ・原子爆弾被爆者に対する援護の支給手当について ・生活保護受給について ・食中毒防止について

表2 福井健康福祉センター運営協議会委員名簿

(令和8年4月1日現在)

区分	氏名	役職名
医療関係団体	笠原 善仁	福井市医師会会長
〃	森本 一良	福井市歯科医師会会長
社会福祉関係団体	吉田 謙治	永平寺町社会福祉協議会会長
〃	山口 早苗	永平寺町民生委員児童委員
学校関係	小鍛治 晶子	永平寺町養護教諭部会代表
事業場関係団体	村中 洋祐	福井食品衛生協会会長
一般住民	鈴木 良子	永平寺町食生活改善推進員副会長
〃	堀江 俊子	永平寺町女性連絡協議会代表
市 町	佐藤 一博	福井市保健所長
〃	坪川 悦子	永平寺町福祉保健課参事

(任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日)

6 主な定期業務

(令和8年4月1日現在)

項 目		日 程	受付時間	備 考
身体・知的障害者(児)相談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	福井市の方は、 「福井市福祉事務所」にご相談ください
母子(父子)家庭・寡婦相談				
女 性 相 談				
家 庭 児 童 相 談				
性 感 染 症 相 談		月曜日～金曜日	8:30～17:15	
H I V 検 査		毎月第2火曜日	14:00～16:00	予 約 制
肝 炎 検 査				
梅 毒 検 査				
ク ラ ミ ジ ア 検 査				
精神保健 相談	精神科医師による	月2回程度 日程をお問い合わせください		予 約 制
	保健師による	月曜日～金曜日	8:30～17:15	できれば 事前に連絡

2 医務

1 医療施設の状況

医療機関を開設する場合や構造設備等を変更する場合には許可申請を、廃止する場合や診療日時、科目等に変更があった場合には届出が必要となっています。当センターではそれらの申請・届出を受理し、審査・集計を行っています。

なお、令和 6 年 4 月から、医療機関の情報収集や検索ができる、「医療情報ネット(ナビイ)」が公開されています。診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関を検索することができます。

(※福井県ホームページ <http://www.pref.fukui.lg.jp/> から入る場合は、「救急医療情報」から <https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=18>)

表 1 医療施設数および病床数

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

市町別	医 療 施 設 数					病 床 数					
	病 院	一 般 診 療 所			歯科 診 療 所	一般	療養	結核	精神	感染症	計
		有床	無床	計							
	28	-	-	-	-	3,230	706	15	1,114	8	5,237
福井市	27	-	-	-	-	2,671	706	15	1,073	8	4,637
永平寺町	1	0	12	12	6	559	0	0	41	0	600

2 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師および業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。当センターではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

表2 管内従事医師、歯科医師および薬剤師数

(令和 6 年 12 月 31 日現在)

	医師				歯科医師	薬剤師
	総数	医療施設従事者	左以外従事者	その他 (無職・不詳含む)		
福井市	1,029	992	32	5	181	704
永平寺町	402	383	19	0	23	86
福井管内	1,431	1,375	51	5	204	790
福井県	2,141	2,054	78	9	421	1,492
全国	347,772	331,092	13,175	3,505	103,652	329,045

(厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」)

表3 管内看護職、歯科衛生、歯科技工士就業数

(令和6年12月31日現在)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	180	152	4,794	752	308	94
永平寺町	20	27	869	23	12	6
福井管内	200	179	5,663	775	320	100
福井県	540	279	9,784	2,148	712	238
全国	63,536	38,721	1,363,142	233,022	149,579	31,733

(厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」)

3 病院・診療所の立入検査

医療法第25条第1項の規定に基づき、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、科学的でかつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として立入検査を実施しています。

平成24年度から平成30年度まで当センターに医療監査室を設置し、それまで嶺北4健康福祉センターで行っていた立入検査業務を集約して、嶺北全域の立入検査を実施していました。

令和元年度から医療監査室は丹南健康福祉センターに移管しています。

<実施頻度>

病院：1回／年 有床診療所：1回／3年 無床診療所・歯科診療所：1回／5年

当センターでは管内の病院の立入検査を実施しています。

福井市内の診療所は福井市保健所が立入検査を実施しています。

永平寺町内の診療所は丹南健康福祉センター医療監査室が実施しています。

4 薬務

1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の製造販売をする場合には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（※旧薬事法）に基づき、許可・届出が必要となります。

表1 薬事関係施設数および監視数

（令和8年3月31日現在）

区分			管内		監視数	
			福井市	永平寺町		
医薬品	薬局		7	-	7	13
	製造業		1	1	0	1
	薬局製造業		0	-	0	0
	製造 販売業	第 1 種	0	0	0	0
		第 2 種	0	0	0	0
		薬局	0	-	0	0
	店舗販売業		6	-	6	0
	卸売販売業		46	46	0	8
	薬種商販売業		0	0	0	0
	配置販売業		4	4	0	0
医薬部外品	製造業		6	6	0	4
	製造販売業		5	5	0	1
化粧品	製造業		11	11	0	5
	製造販売業		8	8	0	2
再生医療等製品	販売業		10	10	0	0
医療機器	製造業		27	27	0	9
	修理業		37	37	0	7
	製造 販売業	第 1 種	2	2	0	0
		第 2 種	1	1	0	1
		第 3 種	18	18	0	1
	販売業	高度管理医療機器等	10	-	10	0
		管理医療機器	42	-	42	0
	貸与業	高度管理医療機器等	4	-	4	0
		管理医療機器	1	-	1	0
計				-	-	52

当センターでは、開設時などの通常監視指導のほか、「医薬品等一斉監視指導」、「医療機器等一斉監視指導」の各強化期間に監視指導を実施しています。

2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合や販売または授与の目的で製造等を行う場合、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。

管内の施設数は次表のとおりで、これらの施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な取締りを行っています。

表2 毒物劇物関係施設数および監視数 (令和8年3月31日現在)

区分		管内			監視数
			福井市	永平寺町	
毒物劇物 販売業	一 般	3	-	3	0
	農 業 用 品 目	1	-	1	0
	特 定 品 目	0	-	0	0
業務上 取扱者	電 気 メ ッ キ 業	0	-	0	0
	金 属 熱 処 理 業	0	-	0	0
	運 送 業	1	-	1	0
毒 物 劇 物 製 造 業 者		14	14	0	6
毒 物 劇 物 輸 入 販 売 業 者		5	5	0	0
特 定 毒 物 研 究 者		7	-	7	0
計		-	-	-	6

3 薬物乱用防止対策

薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進するため、薬物乱用防止指導員の協力を得て、街頭キャンペーンや小学校、中学校、高等学校および大学等での薬物乱用防止教室を実施し、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物に対する正しい知識と薬物乱用による悪影響について広報啓発活動を行っています。

また、医療用麻薬や向精神薬の適正使用や紛失・盗難防止の徹底を図るため、これらの薬物を治療目的で取り扱っている医療機関や薬局等の施設に対し立入検査を実施し、適切な保管管理等について指導しています。

表3 麻薬・向精神薬等取扱施設数および監視数 (令和8年3月31日現在)

区分	管内取扱施設数	監視数
薬局	144	100
病院等	440	56
その他	28	7

表4 薬物乱用防止対策啓発状況 (令和7年度)

啓発活動	実施期間	内容
不正大麻・けし撲滅運動	5月1日～6月30日	植えてはいけないけし等パトロールを実施
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	6月20日～7月19日	「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンの実施および国連支援募金活動
麻薬・覚醒剤乱用防止運動	10月1日～11月30日	大学祭等でキャンペーンを実施
薬物乱用防止教室の開催	随時	小学校、中学校、高等学校、大学で薬物乱用防止教室を開催

4 血液事業

献血により得られた血液を原料とした血液製剤の安定供給の推進と、広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるため、「愛の血液助け合い運動」(7月)や「はたちの献血キャンペーン」(1月～2月)等の普及啓発活動に協力しています。

表5 移動採血車による献血状況 単位：人

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績	目 標	実 績
福 井 県	15,759	15,882	14,931	15,170	14,283	14,987
福 井 市	5,869	5,889	5,777	6,400	5,351	6,307
永平寺町	322	278	276	268	440	331

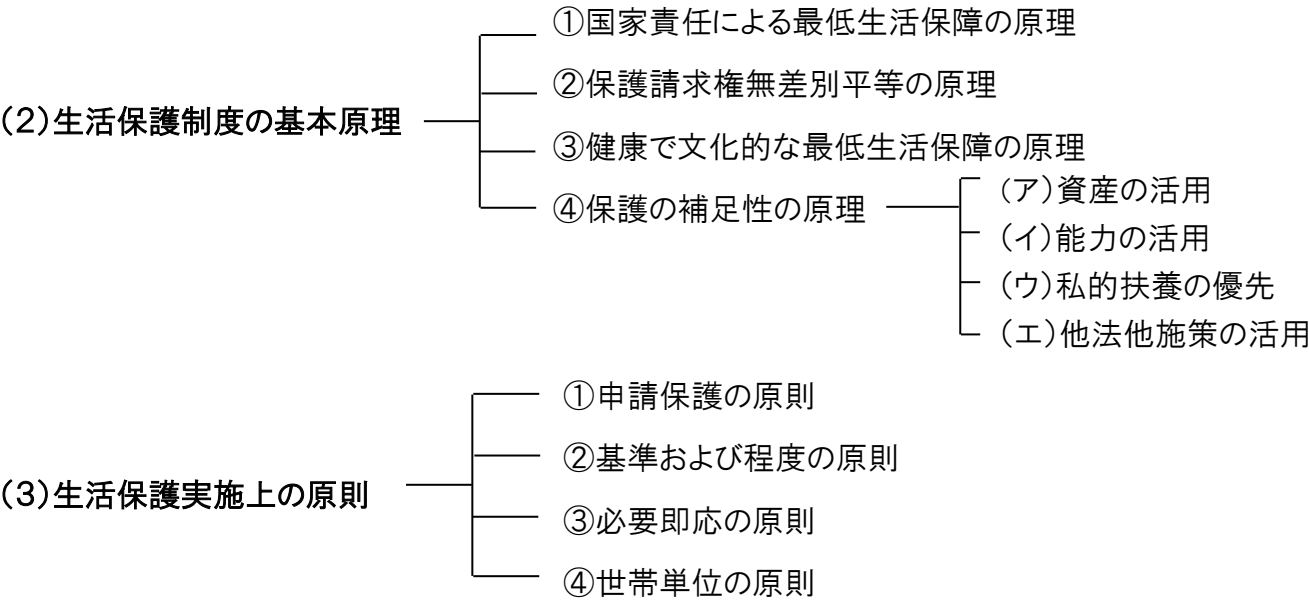
(福井県赤十字血液センター調べ)

5 生活保護・生活困窮者自立支援

1 生活保護制度

(1)生活保護制度の目的

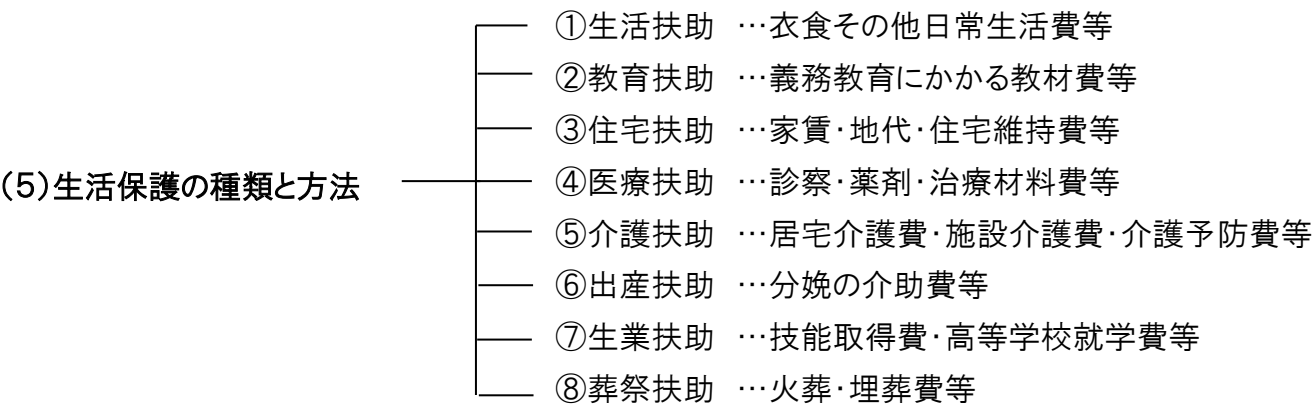
生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念により、昭和25年に制定された生活保護法に基づいて、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



(4)保護の要否

最低生活費に収入が満たないときに、不足分が保護費として支給されます。

(保護が受けられる場)			(保護が受けられない場合)	
最低生活費			最低生活費	
収入		保護費	収入	



(6)実施状況

管内における生活保護受給者は、10年前の平成27年度には35世帯39人に対し、令和7年度は29世帯30人と、世帯数および人数ともに減少しています。

管内の被保護世帯は、高齢者、傷病者・障がい者が全体の約8割を占めており、町、民生委員、医療機関、介護サービス事業所等と密接な連携を取りながら、適切な援助方針を立てて支援を行っています。また、稼働年齢層の被保護者については就労意欲の喚起を図り、福井公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業の活用を図るなど、経済的自立への支援を行っています。

表1 管内被保護世帯数 構成員別

(令和8年3月31日現在) (世帯数)

構成員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	計
6年度	27	1	0	0	0	0	28
7年度	28	1	0	0	0	0	29
7年度構成比(%)	96.6	3.4	0	0	0	0	100

表2 管内被保護世帯数 世帯類型別

(令和8年3月31日現在) (世帯数)

世帯類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	計
6年度	18	0	7	3	28
7年度	18	0	6	5	29
7年度構成比(%)	62.1	0	20.7	17.2	100

表3 管内被保護人員数 年齢区分別

(令和8年3月31日現在) (人)

年齢区分	幼少年年齢層			稼働年齢層				老齢年齢層			合計
	0～5歳	6～14歳	小計	15～19歳	20～59歳	60～64歳	小計	65～69歳	70歳以上	小計	
6年度	0	0	0	0	9	1	10	4	15	19	29
7年度	0	0	0	0	8	2	10	6	14	20	30

2 生活困窮者自立支援制度

(1)生活困窮者自立支援制度の目的

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、就労準備支援事業、家計改善相談支援事業、学習・生活支援事業を行っています。この制度は、生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却や貧困の連鎖の防止を図ることを目的としています。管轄区域は生活保護と同じく永平寺町1町となっています。

令和7年度の新規相談受付件数は4件、生活保護受給に至った方は1人でした(表4)。また、学習教室参加者数は、小学生4人、中学生4人で、延べ参加者は267人でした(表5)。

(2)生活困窮者自立支援制度の内容

- ①自立相談支援 …相談者の状況や抱えている問題をアセスメントし、自立に向けたプランを個別に作成し支援をします。
- ②住居確保給付金 …離職等により住居を失った、もしくは失うおそれのある場合、就職に向けた活動を条件に家賃相当額を一定期間給付します。
(収入・資産の要件あり、支給期間:原則3か月)
- ③就労準備支援 …直ちに就労することが困難な方に、一般就労に向けた支援および就労機会の提供を行います。
- ④家計相談支援 …相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画作成や関係機関へのつなぎ、貸付のあっせん等により早期の生活再建を支援

⑤子どもの学習支援 …生活困窮家庭、ひとり親等の小学生・中学生を対象とする学習教室の
実施

表4 自立相談支援状況(件)

	新規相談 受付数	就労者数	生活保護 受給開始者
5 年 度	2	1	0
6 年 度	2	0	0
7 年 度	4	0	1

表5 学習教室参加者数(人)

	小学生		中学生	
	実人数	延人数	実人数	延人数
5 年 度	3	80	3	45
6 年 度	3	172	4	131
7 年 度	4	130	4	137

6 児童福祉

県では、「福井県子ども・子育て支援計画」(計画期間：令和7年度から5年間)を策定し、待機児童ゼロの継続、男性育休取得率の向上など、子育てしやすい環境づくりが進んでいます。また、新たに「福井県こども・子育て応援計画」(計画期間：令和7年度から5年間)を策定し、「ふく育県」の実現に向けて、施策を総合的に推進しています。

当センターにおいても、市町や児童相談所等と連携し、児童福祉の推進に努めています。

1 家庭相談員による相談支援

家庭相談員が関係機関と緊密な連携を取りながら、必要な相談対応・援助を行っています。

表1 家庭相談員の相談受付状況

		養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	合計
		児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚障害	言語障害等	重症障害心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
6年度	実人数	3	11	6	0	0	0	0	4	1	0	0	2	5	0	0	32	64
	延件数	17	58	38	0	0	0	0	4	3	0	0	20	8	0	1	93	242
	延件数構成比(%)	7.0	24.0	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	1.2	0.0	0.0	8.3	3.3	0.0	0.4	38.4	100.0
7年度	実人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	10
	延件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13	14
	延件数構成比(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	92.9	100.0

※令和7年度から永平寺町に子供家庭センターが設立されたため、実人数および延件数とも減少している。

7 障がい者(児)福祉

県では、「ふくい共生社会実現プラン ～第7次福井県障がい者福祉計画～」(計画期間:令和5年度から5年間)を策定し、全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現に向けて、さまざまな取組みを行っています。

当センターにおいても、身体障害者手帳の交付、特別障害者手当・障害児福祉手当の支給等を行い、障がい者の福祉向上に努めています。

1 身体障害者手帳の交付

補装具、各施設入所などの各種援助を受ける場合や、税の減免、鉄道運賃の割引などのサービスを受ける場合の身体障がい者の証票として交付しています。

表1 健康福祉センター別身体障害者手帳交付者数 (令和8年3月31日現在) (人)

センター	福井	坂井	奥越	丹南		二州	若狭	合計
				鯖江	武生			
7年度	1,062	5,285	3,124	4,234	3,699	3,870	2,595	23,869

表2 障がい等級別身体障害者手帳認定者数(永平寺町内) (令和8年3月31日現在) (人)

	重度障がい者		3級	4級	5級	6級	計
	1級	2級					
視 覚	24	23	5	6	7	3	68
聴 覚 ・ 平 衡	1	16	13	30	0	42	102
音声・言語・そしゃく	1	0	3	7			11
肢 体	114	115	113	129	48	34	553
内 部	169	7	76	76			328
計	309	161	210	248	55	79	1,062

※重複障がいにより、認定件数と交付者数は一致しない

2 特別障害者手当等の支給

身体または精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の最重度障がい(児)者について、その負担を軽減する手段として手当を支給しています。

表3 特別障害者手当等の受給者数(永平寺町)

	受給者数(人)		手当月額 7年度
	6年度	7年度	
特別障害者手当	23	23	29,590 円
障害児福祉手当	7	8	16,100 円

3 福祉のまちづくり

(1)福祉のまちづくり条例

県では、障がい者や高齢者等を含む全ての方が、身体等の機能上の制限を受けることなく、自らの意思で自由に行動し、社会に参加し、交流することができるよう、「福井県福祉のまちづくり条例」を制定し、県民、行政および事業者が協力して施策を推進しています。

(2)施設等の整備

福祉のまちづくりを実現していくためには、不特定多数の人が利用する施設について、障がい者や高齢者等に配慮した出入口、廊下、階段、エレベーター、誘導ブロックや案内表示等を整備することが必要です。整備基準に適合している施設には、「適合証」を交付しています。

表4 適合証交付施設状況(永平寺町) ※累計数 (令和8年3月31日現在) (件)

施設区分	医療施設	社会福祉施設	商業施設	宿泊施設	教育施設	集会施設	公益事業施設	合計
7年度	1	5	2	1	1	2	1	13

(3) ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)利用証制度

県では平成19年10月から、ハートフル専用パーキング制度を実施しています。

公共施設やショッピングセンターなどで、障がい者、高齢者、けがをされている方、妊娠中や産後の方など歩行が困難な方が、駐車場を快適に利用できるよう、県内共通の「利用証」を交付しています。

表5 利用証交付数・協定施設数 (令和8年3月31日現在) (件)

	福井市・永平寺町内
有効交付数	3,788
協力施設数	279

※ 有効交付数とは、利用証の有効期限が切れていない枚数

8 女性福祉

女性を取り巻く問題は、当初、売春防止法に基づく婦人保護が主なものでしたが、近年では、個人の尊厳を脅かす配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)や男女問題、離婚問題など、社会状況の変化とともに大きく変わってきています。

当センターでは、DV被害者等から相談の依頼があったときは、福井女性相談支援センター(児童・女性相談所)を紹介するなど、関係機関と緊密な連携を取って必要な援助を行っています。

(当センターには、専任の女性相談員は配置されていません。)

9 母子・父子・寡婦福祉

県では、「第5次福井県ひとり親家庭自立支援計画」(計画期間：令和5年度から5年間)を策定し、ひとり親家庭の親と子が社会的に自立した生活を送ることができ、家族の形態に関わりなく、子どもが将来にわたり、安心して健やかに育つことができることを目指し、ひとり親家庭の支援のための様々な施策を実施しています。

当センターにおいても、母子・父子自立支援員が母子・父子・寡婦のあらゆる相談に応じ、精神的、経済的自立に必要な助言指導を行っています。

表1 母子・父子・寡婦相談受付状況（件数）

		生 活 一 般						児 童				生 活 支 援					計
		住 宅	医 療	家 庭 紛 争	就 労	養 育 費	そ の 他	養 育	教 育	非 行	そ の 他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	児童扶養手当	生活 援 護	そ の 他	
6 年度	相談 件数	0	3	3	6	0	2	3	2	0	0	1	0	0	0	3	23
	相談 回数	0	45	21	99	0	99	67	34	0	0	9	0	0	0	22	396
7 年度	相談 件数	0	1	2	4	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	1	13
	相談 回数	0	2	12	23	0	58	6	0	0	0	29	0	0	0	1	131

表2 支援制度一覧（抜粋）

制 度 名	内 容
児 童 扶 養 手 当	年度末で18歳までの子ども(一定程度の障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の親、または父母の代わりにその子どもを養育している方に支給されます。
ひ と り 親 家 庭 医 療 費 助 成	20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満の子どもの医療費について、医療費の一部負担金分を助成します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭および寡婦の方の生活安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。
ひとり親家庭子どもの学習支援	ひとり親家庭等の、主に小・中学生を対象として、元教員や元塾講師等による学習会を開催しています。

10 感染症対策

感染症に関する正しい知識の普及や流行予測調査の広報を行うなど、感染症発生の予防に努めています。

一方、感染症発生時には、拡大防止のため、患者が適正な医療を受けることができるよう支援したり、感染の拡がりの調査、消毒や手洗い等の指導、接触者の健康診断等を実施しています。

また、結核やエイズ、肝炎についても感染防止、治療支援、相談等の対応をしています。

1 感染症対策

(1) 感染症発生時対応

医師からの感染症発生届や社会福祉施設等からの集団感染事例の報告を受けたときは、感染経路等を究明し、感染拡大を防止するため、必要に応じ発症までの行動、職業、家族構成、食事内容などを調査します。また、当該感染症の特性によっては、入院勧告、消毒命令、就業制限、接触者（患者と身近に接した家族、友人、グループなど）の健康診断、二次感染予防の指導を行うこともあります。

(2) 感染症発生届出状況

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）に基づく感染症発生届については、全ての医師が届出を行う感染症（全数把握）と、指定した医療機関のみが届出を行う感染症（定点把握）があります。そして1～4類感染症、新型インフルエンザ感染症、指定感染症、それらの疑似症、5類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しんおよび麻疹については、直ちに届出が必要となります。その他の5類感染症は診断後7日以内に届出が必要で、全数把握と定点把握に区分されています。

管内および県内の届出状況は表1のとおりです。

(3) 感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の実施

感染症の発生・流行状況を正確に把握し、適切な予防対策を行うために感染症発生動向調査を行っています。調査の集計分析については、全国の情報と併せて管内の市町・医療機関などの関係機関に還元しています。

福井県衛生環境研究センターが全県分の集計分析を行い、市町・医療機関など関係機関に還元し、予防対策に役立てています。

管内で流行している感染症については、警報を発すると共に、当センターのホームページにも予防方法も含めて掲載し、注意を呼びかけています。

表1 感染症発生届出状況

(令和7年12月31日現在)

感染症発生届出疾患		管内 (件)	福井県 (件)
1 類		0	0
2 類	結核	0	67
3 類	腸管出血性大腸菌感染症	1	13
4 類	A 型肝炎	0	2
	重症熱性血小板減少症候群	1	1
	つつが虫病	0	2
	日本紅斑熱	0	2
	レジオネラ症	1	23
5 類	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	3
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	6
	後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)	1	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	2
	侵襲性肺炎球菌感染症	7	23
	水痘(入院例)	1	5
	梅毒	4	40
	播種性クリプトコッカス症	1	1
	百日咳	2	726
	麻疹	0	1

注 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1～5 類までの 5 種類に分類されています。

(4)感染症に関する連携会議の開催

災害発生時や緊急の対策を要する感染症発生時には、住民に身近な市町と連携して感染症対策を実施することとなるため、健康福祉センターと市町との連携や対応等の確認を行い、緊密な関係を築くことにより、平常時および緊急時の感染症対策を円滑に行うための会議を開催しています。

表2 感染症に関する連携会議 開催状況 (令和7年度)

開催日	出席者	内容
3月5日(木)	医師会、薬剤師会、医療機関、IHEAT要員、高齢者施設、消防、管内町関係各課	保健所健康危機対処計画における実践訓練の振り返り 感染症発生時の連携の課題について 感染症にかかる休日夜間の連絡体制について

(5) ライフステージ別感染症予防教室の開催

感染症に関する正しい知識の普及を図るため、学校、施設、各種団体に対し様々な機会を通して感染予防や施設内で感染症が発生した際の感染拡大防止等に関する研修会等を開催しています。

表3 ライフステージ別感染症予防教室(結核・エイズ予防関連除く)開催状況 (令和7年度)

開催日	対象者	内容
11月26日(水) 12月3日(水)	管内の永平寺町内の社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者施設)の職員	感染症集団発生時における保健所への報告について 嘔吐物の処理方法についての実践型研修
11月12日(水) 11月25日(火) 12月24日(水)	管内の永平寺町内の社会福祉施設(高齢者施設・児童福祉施設・障害者施設)	施設ラウンド

(6) 定期予防接種実施状況の把握

予防接種は、平成6年の法改正により、義務接種から勧奨接種となり、接種方法も集団接種から個別接種へ切り替えられ、市町が主体となり行っています。当センターでは、管内の定期予防接種実施状況や予防接種副反応報告^{*1}、予防接種事故状況^{*2}等を把握しています。

予防接種副反応報告^{*1}

予防接種後にまれに健康被害が現れることがあります。保護者等から相談を受けた市町は、適切に対応するとともに、県を経由して国へ報告しています。

〔報告内容の例〕

- ・ 頭痛、倦怠感、食欲不振で経過観察し1か月で消失
- ・ 接種部位の掻痒感と発赤、腫脹、化膿、潰瘍等

予防接種事故状況^{*2}

市町は、予防接種に係る事故の発生防止に努めるとともに、事故が発生した場合には迅速に把握できる体制を取っています。健康被害につながるおそれのある事故であれば、県を経由して国へ報告しています。

〔報告内容の例〕

- ・ 日本脳炎を1期初回接種後6か月にならない時期に追加接種
- ・ 4種混合ワクチンを生後3か月に満たない時期に接種
- ・ 有効期限を超過したワクチンを接種

2 結核対策

(1) 結核発生動向

結核患者数は、医療や生活水準の向上により減少傾向にあるものの、全国ではいまだに約 1 万人の新登録患者が発生しています。特に近年、抗結核薬が効かない多剤耐性結核の発生、住所不定者や外国人などの感染、高齢者における再発など、新たな課題がみられています。

表 3 新登録患者の年次推移（潜在性結核感染症は除く）

年 区分	2年		3年		4年		5年		6年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
管内	1	5.2	2	10.7	0	0	0	0	2	11.1
福井県	63	8.2	51	6.7	42	5.6	42	5.6	54	7.3
全国	12,739	10.1	11,519	9.2	10,235	8.1	10,096	8.1	10,051	8.1

※令和元年分から永平寺町のみ計上

表 4 新登録患者年齢別活動性分類

(令和7年12月31日時点)

活動性 分類 年齢別	活動性結核								潜在性 結核 感染症 (別掲)	新登録 患者に 占める 割合 (%)
	総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 結 核 活 動 性 外 核 性		
		総 数	喀 痰 塗 抹 陽 性		そ の 他 結 核 菌	菌 陰 性 ・ そ の 他				
			総 数	初 回 治 療			再 治 療			
計	0									
0～4										
5～9										
10～14										
15～19										
20～29										
30～39										
40～49										
50～59										
60～69										
70以上										

また、毎年12月31日時点で登録されている結核患者を、病状と治療状況により「活動性結核」と「不活動性結核」に分類し、患者数を把握しています。

表5 全登録患者市町別活動性分類（件数）

（毎年12月31日現在）

活動性 分類 市町別		登 録 者 総 数	活 動 性 結 核								不 活 性 結 核	活 動 性 不 明	潜在性 結 核 感染症 (別掲)	有 病 率 (人口10万対)
			総数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活動性				
				総数	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性			登 録 時 その 他 結 核 菌 陽 性	登 録 時 菌 陰 性 ・ そ の 他					
					総数	初回 治療	再治療							
管 内	6年	3	2	2	2	2						1	10.9	
	7年	0										0	0.0	

※令和元年から永平寺町のみ計上

(2) 結核定期健康診断

結核定期健康診断は、感染症法に基づき、市町村長および事業所、学校、施設の長が実施義務者となって行います。高齢者などの感染ハイリスク者、医療従事者や教育関係者等、発病すると周囲に感染を広げるおそれのある職業従事者、高校生以上の学校入学者が主な対象者となっています。当センターでは、健診の実施状況を把握し、受診率向上のための周知を行っています。

(3) 結核定期外健康診断(家族・接触者健診、管理健診)

結核患者が発生した場合は、感染拡大の防止のため、患者、家族、接触者への迅速な訪問・面接調査を行い、必要な方に健康診断を実施することにより、新たな感染者および発病者の早期発見につなげています。

また、治療終了者に対して管理健診を実施し、再発があれば早期発見できるよう努めています。

表6 結核定期外健康診断実施状況

(令和7年度)

区分 対象	対象者数 (延人数)	受診数(件)		受診率 (%)	検査区分(件)			
		保健所	医療機関		ツ反	喀痰	X線検査	IGRA検査
接触者	6	6	0	100.0	0	3	3	6
結核治療終了者	2	0	2	0	0	0	2	0

(4) 感染症診査協議会

平成19年4月1日から福井県感染症診査協議会を県内6センターで1つ設置し、当センターが事務局となっています。診査会では以下のことについて調査審議し、人権を尊重した適切な医療を提供できるよう努めています。

- ・ 結核等の感染症患者に対する入院の勧告・措置、入院の延長に関する事項
- ・ 結核等の感染症患者の就業制限に関する事項
- ・ 結核等の感染症患者の医療費公費負担の可否の診査
- ・ その他結核等の感染症対策の推進に必要な事項

(5) 結核患者地域DOTS(直接服薬確認療法)事業

平成24年4月からは全結核患者を対象とし、確実に抗結核薬を服用させることにより結核のまん延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防することを目的に、以下のような地域DOTS事業を実施しています。

- ・ 個別支援計画の作成・決定
- ・ 患者訪問
- ・ 服薬支援の実施
- ・ 医療機関とのDOTSカンファレンスの実施による治療状況の把握

表7 結核患者家庭訪問・相談状況

	訪問指導(人)		相 談(人)	
	実件数	延件数	面 接	電 話
令和6年度	3	71	0	0
令和7年度	2	9	0	13

表8 新登録結核患者地域DOTS開始時の服薬支援頻度 (令和7年度)

服薬支援頻度	人数(人)
原則毎日服薬確認	0
週に1回程度の訪問・電話連絡	0
月1回程度の訪問・連絡確認	0
入院中のため病院に服薬支援を依頼	0
未実施(治療開始前転出・治療前死亡等)	0

表9 新登録結核患者の治療成績 (令和7年12月31日現在)

治 療 成 績	人数(人)
治療中	0
治療完了	0
死亡(治療中の死亡)	0
転出(治療中の転出)	0
未治療(翌年から治療開始等)	0

(6) 結核予防普及啓発

結核予防普及啓発のため、当センターにてパネルやポスター等の展示・設置、社会福祉施設や医療機関等の各関係機関等にパンフレット・リーフレットの配布を行うなど、結核予防普及啓発に努めています。

表10 普及啓発実施状況

(令和7年度)

実施日	対象および開催場所	実施内容
9月24日～30日 (結核・呼吸器感染症予防週間)	【対象】 関係団体	リーフレットの配布 「結核と呼吸器感染症」 「複十字シール運動」
9月24日～30日 (結核・呼吸器感染症予防週間)	【設置場所】 福井健康福祉センター 1階ロビー	ポスターおよびリーフレット等の掲示 「長引いた咳に結核疑って早い受診につなげよう」 「手洗いマスク習慣づけて防ごう呼吸器感染症」

3 エイズ予防対策

(1)エイズ相談・HIV抗体検査

面接相談や電話相談(随時)の実施、定例の HIV 抗体検査日を設ける等、感染防止のための正しい知識の説明や感染に対する不安の解消に努めています。

表11 エイズ相談・HIV 抗体検査数の年推移(人)

年度別 区分		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
相談件数	県 計	204	237	505	832	735
	当センター	53	28	38	70	67
検査件数	県 計	105	124	233	329	372
	当センター	19	11	16	22	33

表12 HIV抗体検査内訳(性別、年齢階層別)(人)

	19歳以下		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
6年度	0	0	5	2	5	2	1	0	4	0	1	0	2	0	22
7年度	0	0	7	9	3	3	3	2	3	1	2	0	0	0	33

(2)エイズ予防啓発事業

エイズを含めた性感染症について、各関係機関と連携しながら予防および啓発活動を実施しています。6月の「HIV 検査普及週間」や12月の「世界エイズデー」にあわせて、当センターにてチラシやポスターを作成し、管内大学や専門学校への配布や広報誌への掲載を行っています。

4 肝炎対策

ウイルス性肝炎は国内最大級の慢性感染症で、B型肝炎、C型肝炎合わせて全国で200万人以上とも推定されています。肝炎のまん延防止のためには、早期に感染を発見し、適切な治療を行うことが重要です。

(1) 肝炎ウイルス相談・検査

平成23年度から、定例エイズ相談・HIV抗体検査実施日に合わせて、B 型・C 型肝炎ウイルス検査を無料で実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

表13 相談・検査数(肝炎治療特別促進事業に関する相談含む) (令和7年度)

相談件数(件)		検査件数(件)			
B 型肝炎	C 型肝炎	平日		夜間	
		B 型肝炎	C 型肝炎	B 型肝炎	C 型肝炎
91	68	23	23	7	7

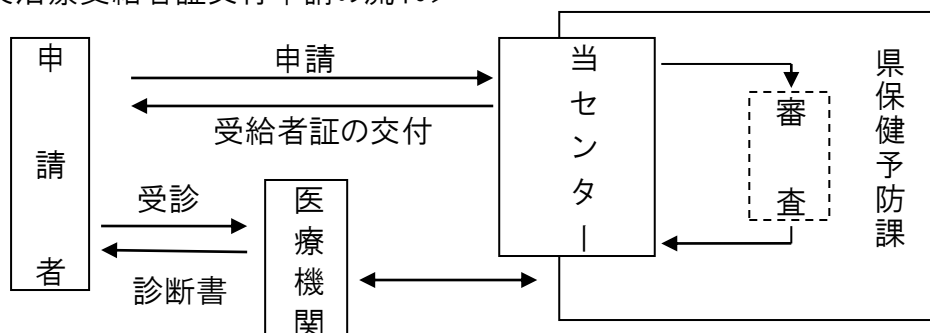
(2) 肝炎治療特別促進事業

B 型肝炎および C 型肝炎は、適切な治療によって、肝硬変、肝がんといった合併症を防ぐことが可能な疾患です。しかし、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療は、月額の治療費が高額であり、核酸アナログ製剤治療は累積の治療費が高額になります。そのため、これらの治療に対して医療費助成が行われています。

表14 肝炎治療受給申請数(受給決定者数) (令和7年度)

	管内 (人)
インターフェロン治療	0
インターフェロンフリー治療	3
インターフェロンフリー治療(再治療)	0
核酸アナログ製剤治療(新規)	1
核酸アナログ製剤治療(更新)	25
合計	29

<肝炎治療受給者証交付申請の流れ>



11 健康危機管理体制の整備

健康福祉センターが対応の先頭に立つべき事象として、自然災害や新型インフルエンザ等感染症発生、食中毒、医療安全、精神保健、児童虐待、環境汚染等に係る健康危機が挙げられます。職員が迅速、的確かつ組織的に対応ができるよう、所内の体制の整備を図っています。健康危機管理マニュアルの整備、研修会・通報訓練等の実施を通じて、職員の意識を高めるとともに、資質の向上に努めています。

表1 活動実績

(令和7年度)

項 目	内 容
体制の整備	・連絡網の整備 ・対応物品等の配置と管理
健康危機管理委員会	・各課・室に健康危機管理担当者を配置、定期的に委員会を開催 ・健康危機管理に関する情報・資料の提供、所内研修等の企画
所内研修会	・健康危機発生時の当センターの対応と役割(5/7～23) ・個人防護具着脱訓練、患者搬送車操作訓練(6/24、7/9) ・クロノロ、EMIS 研修(6/30、7/3) ・災害時初動訓練、衛星携帯電話使用訓練、保健所現状報告システム入力訓練(10/29、10/31)
健康危機管理事象 報告会	所内で健康危機管理事象を報告し、情報交換することで、危機対応能力の向上を図る。 令和7年度は報告事例なし
各種マニュアルの整備	・「福井県健康危機管理対応要領」等の整備 ・「健康福祉センターの危機管理対応要領」の整備 ・「健康福祉センター災害時対応要領」の整備 ・「高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について」の整備
関係機関との連携	・健康危機管理対処計画における研修・訓練(3/5)
高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応	・福井地域家畜防疫現地対策本部研修会参加(9/17)
新型インフルエンザ等発生時対応	・新型インフルエンザ感染症対策調整会議(3/5)

12 在宅医療

国は、超高齢化社会を迎えるにあたり、病気や障害があっても自宅等住み慣れた環境で療養ができ、自分らしい生活を送ることができるよう在宅医療・介護の提供を推進しています。

平成30年3月に策定された「第7次福井県医療計画」では、施策の基本的方向として、在宅医療推進体制の整備、在宅医療環境の整備、地域住民への在宅医療の普及啓発が示されています。

また平成28年5月には、医療計画の一部として、必要となる病床数と将来あるべき医療体制を実現するための「福井県地域医療構想」が策定されました。

1 福井地域医療連携体制協議会の開催

（地域医療構想および第8次福井県医療計画の推進）

当センター管内における医療・介護の体制整備や連携推進を図ることを目的に、管内医師会、歯科医師会、薬剤師会、急性期医療機関、在宅医療関係者、市町の代表者で構成された協議会を開催しています。（表1）

表1 協議会開催状況

（令和7年度）

日時	会場	出席者(委員)	内容
8/7 (木)	当センター	福井県医師会 福井市医師会 福井市歯科医師会 福井市薬剤師会 福井県看護協会 協会けんぽ 医療機関 在宅医療関係者代表 管内市町担当課	(1)地域医療構想の推進について (2)「かかりつけ医機能報告制度」の開始について (3)地域で不足する医療機能に関する届出状況等について
3/12 (木)			(1) 地域医療構想の推進について ①令和8年度からの新構想策定に向けた事前準備・確認 ②医療・介護連携に関する協議状況と今後の方向性 (2)地域医療構想に係る各医療機関の対応方針等について (3)外来機能報告および紹介受診重点医療機関について (4)地域で不足する医療機能に関する届出状況等について

2 在宅医療・介護連携推進事業の実施

医療と介護が連携し、入退院患者の情報を確実につなぐ仕組みを整備することを目的として、病院や地域で入退院支援に携わる担当者および市町担当者による検討会を開催し、「福井県退

院支援ルール」を作成しました。このルールは平成 28 年 4 月から運用を開始しており、平成 30 年度には入院前から退院後までの切れ目のない支援を推進するため、名称を「福井県入退院支援ルール」に改正しました。

また、令和 6 年度地域医療構想調整会議において、在宅医療や医療・介護連携に関する複数の課題が提示されたことを受け、各健康福祉センターにおいて「医療・介護の連携体制づくりのための協議」を実施することとなりました。当センターでは、市町と連携し、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)／人生会議の普及を目的とした研修会を開催しました。(表2)

表2 管内市町との意見交換会

(令和6年度)

日時	方法	出席者	内容
9/6 (木)	集合	ACP 作成にかかわる医療・介護従事者、ケアマネジャー等(医療機関、訪問看護ステーション、包括支援センター、高齢者施設等) 福井市、永平寺町、地域医療課、長寿福祉課	1)ACP について理解を深める講義 2)入退院支援ルール改正についての講義 3)グループワーク 4)まとめ

13 健康づくりの推進

福井県では、生活習慣病予防を中心に全ての県民の健康づくりの行動指針となる「第4次元気な福井の健康づくり応援計画(平成30年3月改定)」を策定し、「第3次福井県がん対策推進計画」「第7次福井県医療計画」「第3次医療費適正化計画」他の関係計画との整合性を図っています。それらの計画により、県民主体の健康づくりを支援する様々な施策を展開しています。

1 がん予防推進

受診率アップに向け、様々な機会を捉えて、ショッピングセンター等で、県内一斉にキャンペーンを実施しています。令和3、4年度、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止していたイベントを」を再開しました。

6年度は福井県立大学祭で子宮頸がん予防のブースを設け、啓発を行いました。

表1 がん予防啓発活動

(令和7年度)

月 日	内 容	場 所	対 象
10月12日 (土)	若者に向けての子宮頸がん予防の啓発	福井県立大学	学校祭来所者

2 禁煙推進

世界保健機関(WHO)が定めた「世界禁煙デー」の5月31日を中心に、街頭で禁煙キャンペーンを開催し、学校や事業所等の喫煙防止対策として、ポスター・パンフレットの配布等を実施しています。

新型コロナウイルス感染症拡大のため中止していた街頭キャンペーンを R5 年度より再開しました。

R6年度は、薬物乱用教室と併せてたばこの害について小学校で講話を行いました。

3 「一市町一健康づくり」の推進

県では、健康づくり運動の更なる活発化を図るため、平成27年度より、県内の保健推進員等を総称して「わがまち健康推進員」とし、全県レベルで交流・学習できる機会を創出し、市町と共に健康づくり運動を広げていくことを進めています。

さらに、県民の健康づくり機運を盛り上げるため、「わがまち健康づくり応援事業」を創設し、市町

の健康づくりを支援しています。毎年インセンティブの取組みを住民に広めるため、市町の健康リーダーとして活動するわがまち健康推進員の学習、交流の場として、「わがまち健康推進員リーダー研修会」を開催しています。

表3 「わがまち健康推進員」登録状況

(令和7年5月末現在)

市町	団体名	人数(人)	推進員累計 登録人数
福井市	福井市保健衛生推進員会	695	2,572
	福井市食生活改善推進員連絡協議会	62	206
永平寺町	永平寺町保健推進員	78	233
	永平寺町食生活改善推進員会	60	86

4 働き盛り世代へのアプローチ

地域や職域での健康課題への対策について連携して取り組むことで、働き世代に対する生活習慣病の発症、重症化予防等の健康づくり関連事業が効果的に行われるよう「地域・職域連携推進協議会」を設置し、情報共有および意見交換を行っています。

(令和7年度)

月 日	内容	委員構成	場所
令和7年 12月15日(月)	1. 情報提供 ① 働き世代の減塩自己チェック調査について ② 小・中学校保護者向け「省塩」啓発取組みについて 2. 講話：運動の効果について 講師：福井健康福祉センター医幹 尾崎 厚志 3. 意見交換 働き世代の健康づくりの取組について協働できること	労働基準監督署、協会けんぽ、医療機関代表、食品衛生関係団体、商工会、永平寺町保健担当課および国保担当課等 11名	永平寺町魅力発信交流館 えい坊館2階

5 国保ヘルスアップ支援事業

平成30年度から、県は市町とともに国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすことになり、市町国保の保健事業等に対して、必要な助言および支援を行うことになりました。特に、国民健康保険被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等のために、

支援体制の整備を行っています。

表4 保険者努力支援制度ヒヤリング

(令和7年度)

月 日	内容	出席者	場所
8月4日(月) 15:45~16:45	市町の健康づくり・保健事業の評価支援	福井市健康づくり・国保担当者、県健康政策課、福井健康福祉センター 15名	Web開催
8月1日(金) 10:45~11:45	市町の健康づくり・保健事業の評価支援	永平寺町健康づくり・国保担当者、県健康政策課、福井健康福祉センター 11名	Web開催

表5 国保ヘルスアップ支援事業「保健指導スキルアップ研修会」

(令和7年度)

月 日	内容	出席者 (福井市・永平寺町)	場所
第1回 7月29日(火) 13:30~16:00	講演 ガッテン流！保健指導大実験 講師 元 NHK 科学・環境番組部専任 ディレクター 北折 一氏	福井市名 2名 永平寺町 2名	自治会館他
第2回 11月13日(木) 13:30~15:00		福井市 1名	
第3回 R8年3月6日(金) 13:00~16:00		福井市 2名	

14 栄養改善指導

県では、国の「健康日本21(第2次)」に基づく第4次計画として、平成30年3月に「第4次元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、『健康長寿日本一』に向けて、健康寿命のさらなる延伸」を目指しています。「子どもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり」の栄養・食生活の取り組みとして、子ども・学生世代には食育の推進、若者・働き世代には健康的な食生活を確立するための食環境整備、高齢者世代には、地域における自立した日常生活を支援するための施策を実施しています。

1 食生活・栄養管理支援事業

給食施設の栄養管理責任者へのスキルアップを目的とした研修や情報提供を行うことで、利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進し、ひいては県民の健康づくり、および栄養・食生活改善に向けた環境整備を図っています。また、健康増進法に基づく特定給食施設(1回100食以上または1日250食以上の給食施設)を中心に個別指導や集団指導を行い、適切な栄養管理の実施を推進しています。令和5年度は、SNSを使った情報発信などの方法でも実施しました。

表1 食生活・栄養管理研修会実施状況

(令和7年度)

月日	目的	内容	参加人数	方法・場所
7月2日 (水) 9月29日 (月)	県の健康づくり施策の周知と減塩の推進	食品衛生講習会での県事業周知 ・県の省塩の取組みについて ・減塩自己チェック	138名	永平寺町 福井健康福祉センター
9月2日 (火)	県の健康づくり施策の周知と減塩の推進	情報提供 ・県の省塩の取組みについて ・減塩自己チェック	永平寺町食生活改善推進員 31人	
12月24日 (水)	次世代の健康と食生活支援(学校における減塩推進)	情報提供 ・県の省塩の取組みについて ・汁物塩分濃度測定結果報告	学校関係栄養担当者等 31名	

12 月	次世代の健康と食生活支援（学校における減塩推進）	永平寺町小・中学校給食だより「省塩」について掲載	永平寺町小・中学生及び保護者	
R8 年 1 月	健康に配慮した飲食店の普及啓発	情報発信 永平寺町・福井市管内 ふくい 100 彩ごはん認証メニューの紹介		YouTube 配信

表2 給食施設指導実施状況

（令和 7 年度）

		施設数 (件)	巡回指導 件数(件)	研修会参加 施設数(件)	指導・助言件数 (実数)
特定給食施設 (指定施設含む)	学校	4	4	4	4
	病院	1	1	0	1
	老人福祉施設	3	3	0	3
	児童福祉施設	5	5	0	5
	計	13	13	4	14
	指導率(%)		100%	31%	100%
その他の給食施設	学校	6	6	6	6
	老人福祉施設	4	4	0	4
	児童福祉施設	4	4	0	4
	計	14	14	6	14
	指導率(%)		100%	43%	100%
特定＋その他の給食施設 計		27	27	10	27
指導率(%)			100%	37%	100%

（集団指導回数 2 回）

2 食品の栄養成分表示等の推進

平成27年4月に食品表示法が施行され、5年の経過措置期間を経て、令和2年4月1日製造分から原則として、全ての一般用加工食品および添加物に栄養成分表示が義務化されました。

当センターでは、食品関連業者や消費者からの相談業務を行っています。

また、健康増進法第65条第1項に基づき、虚偽誇大広告等についても指導業務を行っています。

表3 栄養成分表示および虚偽誇大広告等指導状況 (令和7年度)

食品表示法(保健事項) (件)	健康増進法(虚偽誇大広告等)(件)
4	0

3 「ふくい100彩ごはん」認証による食環境の整備

福井県の豊富な食材・特産品を活かした低塩分で野菜たっぷりのメニューや健康に配慮した惣菜を「ふくい100彩ごはん」として認証し、これらを提供する飲食店やスーパーマーケット、直売所、コンビニエンスストア、社員食堂、配食事業所等が、県民の健康を食生活の面からサポートする食環境整備を図っています。

令和7年度は、福井市、永平寺町で、飲食・惣菜店等15店舗、配食サービス事業者7店舗、社員食堂6店舗(受託業者2業者)の合計28店舗が認証されました。

表4 「ふくい100彩ごはん」認証店舗 (令和7年度)

認証の種類	店舗名	所在地	認証のメニュー名
定食・弁当 (8)	フェニックスミール	福井市田原 1-13-6 フェニックスプラザ 2 階	みなぎるランチ
	あすわの木	福井市下馬町 51-11 福井県立図書館内	雑穀米の醤油カツ丼
	COCORO(こころ)	福井市文京 2-9-1 松原病院 1 階	豚生姜焼き定食
	そば音市楼かくれ庵	福井市下馬 2-1906-5	ねばねばとろろぶっかけそば 薬膳蕎麦
	福井市観光物産館「福福館」	福井市中央 1-2-1 ハピリン 2 階	福井名物定食
	ユアーズレストラン水仙	福井市和田中町舟橋 7-1 福井県済生会病院 1 階	福井県産コシヒカリと豚の生姜焼きのヘルシーセット
	喜ね屋愛菜館	福井市河増町9字10-1	健幸美食弁当 他 お惣菜5点
	むさしの	永平寺町松岡御公領 1005	日替わりランチ

認証の種類	店舗名	所在地	認証のメニュー名
惣菜 (11)	カワグチ ベル店	福井市花堂南 2-16-1 ショッピングシティベル1階	カワグチコロッケ キャベツ入りメンチカツ
	カワグチ エルパ店	福井市大和田 2-1212 ラブリーパートナーエルパ内	
	丸喜商店	福井市高柳 1 丁目 1704	お揚げさんの煮たの 油揚げと根菜のにしめ

	おかずの店 きむら	福井市花堂中2丁目29-3	ハムコロッケ 青シソチキンカツ
	パロー新田塚店	福井市二の宮 5-18-32	厚揚げ煮 さつまいも天 かぼちゃ天
	パロー米松店	福井市米松 2-21-18	
	パロー福井南店	福井市下馬 3-418	
	パロー豊岡店	福井市豊岡 1-1-25	
	パローやしろ店	福井市種池 2-1001	
	パロー久喜津店	福井市久喜津町 55-1	
	パロー森田店	福井市八重巻東町 6-5	

認証の 種類	店舗名	所在地	認証のメニュー名
配食 (7)	まごころ弁当 福井本店	福井市経田 1 丁目 108-4 田中ハイツ 101	普通食
	ごちそう 一乃松(株)一乃松)	福井市御幸 4 丁目 1-8	令和
	宅配クック 123 福井中央店	福井市大町 2-805	普通食 健康ボリューム食
	福井県民生活協同組合	福井市開発 5 丁目 1603	おかず盛り(5 品)+ご飯小 150g
	ワタミの宅食 福井中央営業 所(ワタミ(株))	福井市問屋町 3-101	まごころおかず
	(有)カトーフード	永平寺町山王 23-19-1	ぜんちゃん弁当
	企業組合ハンドメイド風ふう	永平寺町松岡下合月 19-12	満腹弁当

認証の 種類	店舗名	所在地	認証のメニュー名
社員 食堂 (6)	(株)秋吉グループ本部	福井市下河北町 5-30	ふくい健幸美食味噌汁
	FBC (日本ミール(株))	福井市大和田 2-510	みなぎるランチ
	(株)福井銀行センタービル (株)ユアーズホテルフクイ)	福井市順化 1 丁目 3-3	ふくい健幸美食定食
	(株)福井銀行事務センター (株)ユアーズホテルフクイ)	福井市今市町 66-7-1	
	(株)福井銀行 本店ビル (株)ユアーズホテルフクイ)	福井市順化 1-1-1	
	福井県済生会病院 (株)ユアーズホテルフクイ)	福井市和田中町舟橋 7-1	鯖のカレー煮と豚しゃぶサラダ 定食

4 地域の健康づくりリーダー育成

地域の健康づくり活動(食事バランスガイドの普及や郷土料理、行事食、食文化の継承など)を行っている食生活改善推進員の活動を支援しています。

表 5 永平寺支部食生活改善推進員状況 (令和 7 年 5 月末現在)

	会員数(人)
永平寺町	56

表 6 母子栄養強化活動事業

(令和 7 年度)

月 日	内 容	参加者数(人)	会 場
9 月 2 日 (火)	講義：省塩について 講師：福井健康福祉センター 管理栄養士 調理実習：塩分控えめの献立	永平寺支部 食生活改善 推進員 28 人	永平寺町松 岡福祉総合 センター

5 管理栄養士・栄養士申請

栄養士法に基づき、管理栄養士および栄養士の免許申請事務を行っています。

表 7 免許申請状況

(令和 7 年度)

	栄養士免許(件)			管理栄養士免許(件)		
	新規	書換え	再交付	新規	書換え	再交付
件 数	0	3	0	0	3	0

15 精神保健福祉

平成7年に制定された精神保健福祉法に基づき、精神障害者の早期治療と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に事業を実施しています。

令和元年度から、福井市の精神保健相談業務や自殺対策業務は、福井市保健所に移譲されましたが、精神保健福祉法に基づく通報対応業務など、一部移譲されていない業務があります。

表1 精神保健福祉の動向(人数)

(令和8年3月31日現在)

		入院			通院 (年度末月1か月間の実人員)			自立支援 受給者数	精神障害者 保健福祉 手帳交付数
		男	女	合計	男	女	合計		
永平寺町	5年度	10	23	33	340	421	761	326	178
	6年度	12	26	38	306	365	671	340	193
	7年度	9	16	25	350	392	742	356	215
福井県	5年度	746	925	1,671	16,545	20,189	36,734	16,084	8,655
	6年度	758	901	1,659	15,937	19,785	35,722	16,537	9,167
	7年度	758	940	1,698	15,632	19,387	35,019	17,384	9,802

1 精神保健福祉法に基づく診察・保護申請

精神保健福祉法第22～26条の規定に基づく通報に対応し、必要に応じて入院措置等を行います。

表2 通報・保護申請状況(件数)

(令和8年3月31日現在)

年度		申請・通報状況							処理状況		
		一般 申請	警察官 通報	検察官 通報	保護観 察所長	矯正 施設長	病院 管理者	合計	措置 入院	措置 不要	合計
管内	5年度	5	36	12	0	9	0	62	20	42	62
	6年度	3	34	12	0	14	0	63	17	46	63
	7年度	6	27	25	0	17	0	75	19	55	74
福井県	5年度	7	95	26	0	16	0	144	51	89	140
	6年度	3	81	30	0	26	0	140	34	105	139
	7年度	7	77	60	0	25	0	169	43	124	167

管内: 福井市および永平寺町

(1)精神保健福祉業務連絡会への参加

精神保健福祉業務に従事する職員を対象に、緊急対応時等の受診支援のため、法的根拠等を踏まえ、対象者および職員の安全を確保しつつ、適切な対応ができるように通年研修会を実施しています。

2 精神障がい者の退院支援の状況

入院をした精神障がい者は、地域生活を送るうえで様々なニーズや課題を抱えていることが多く、円滑な社会復帰の観点からは、そのニーズに応じて、退院後に必要な医療・福祉・介護・就労支援等の支援が受けられることが望ましいです。平成30年3月、国は医療等の支援を包括的、継続的かつ確実に受けられるようにすることで、地域でその人らしい生活を安心して送れるようにすることを目的として、「地域公共団体による精神障がい者の退院後支援に関するガイドライン」を作成しました。県においても平成30年9月から当ガイドラインの運用を開始し、退院後支援を実施しています。

3 心の健康に関する相談

(1)精神保健相談

心の健康や受診についての相談、社会復帰相談等のさまざまな精神に関する問題に対して、精神科医、保健師が電話や面接、訪問による相談に応じています。

表3 精神保健相談状況(延べ件数)

	令和5年度 件数	令和6年度 件数	令和7年度 件数
嘱託医による相談(月2回 予約制)	5	7	1
保健師による相談(随時)	571	348	593

(2)悩みごと総合相談会の開催

平成24年度から、一般住民が身近な地域で専門的かつ総合的な相談を受けることができるよう相談会を開催しています。

令和元年度からは、福井健康福祉センター自殺予防対策協議会や専門家・関係機関が協働し、相談に対応しています。

表4 相談会実施状況

(令和7年度)

月 日	開催場所	相談員	参加者延(実)数(人)
9月7日(日)	永平寺町 松岡公民館	精神科医師 弁 護 士 臨床心理士	3(3)
3月8日(日)	永平寺町 松岡公民館	精神科医師 弁 護 士 臨床心理士	4(4)

4 関係機関との連携

(1)精神緊急対応に係る連携会議の開催

精神障害者の緊急の対応について、管内警察署・市町との連絡会議を開催しています。

表5 連携会議開催状況

(令和7年度)

月 日	参加機関(人)	内容
12月4日(木)	福井警察署 生活安全課(1) 福井南警察署 生活安全課(1) 福井市 障害福祉課(1) 福井市保健所(3) 永平寺町 福祉保健課(1) 福井県総合福祉相談所(1) 福井健康福祉センター嘱託医(1) 福井健康福祉センター(5)	報告 ・精神保健福祉法第23条通報について 講義 ・「精神症状と措置症状について」 意見交換 ・各機関における現状と課題について

(2)福井健康福祉センター自殺予防対策協議会の開催

平成22年度から、関係機関が相互に連携し、自殺予防対策にむけた情報交換や一般住民・関係者を対象とした普及啓発等、必要な取り組みを実施するために、福井地域自殺予防対策協議会を開催しています。

令和元年度からは、福井市の中核市移行に伴い、新たに福井健康福祉センター自殺予防対策協議会として構成員を見直し開催しております。

表6 協議会開催状況

月 日	参加機関(人数)	協議内容
令和8年3月17日(火)	永平寺町 保健センター(2) 永平寺町 福祉保健課(1) 福井健康福祉センター(3)	・福井健康福祉センターにおける自殺予防対策事業について ・若者の自殺危機対応チーム事業について ・福井県自殺対策SNS等地域連携包括事業について ・永平寺町自殺予防対策事業について ・意見交換

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

国は、平成 29 年度より、「地域生活中心」の理念のもと、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、社会参加、住まい等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた事業を展開しています。

当センターでは、令和 5 年度から「福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場」を設置し、関係機関と連携を図りながら福井地域における課題の解決を図っていくことを目的として運営委員会、本会議を毎年度実施しています。

表7 開催状況

	月 日	参加機関(人)	内容
研修会	2 月 20 日 (金) 13:30 ~ 16:00	精神科医療機関(4) 精神科訪問看護ステーション(2) 地域移行・地域生活支援事業所(6) 就労支援事業所(3) 障がい相談支援事業所(8) 精神保健福祉家族会 福井地区(1) 福井市障がい福祉課(1) 福井市保健所(1) 永平寺町福祉保健課(1) 福井県障がい福祉・精神保健相談所(1) 福井健康福祉センター(8) 計 36 名	1 報告 令和 6 年度 福井地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進協議会活動報告 2 講義 「愛着障害の関わり方とその支援について」 3 グループワーク ・講義での学び ・事例の共有と今後の対策

5 自主グループへの支援

管内には、精神保健福祉ボランティアや家族会等があり、当センターは、会の運営に関する助言・協力等の実施により自主グループとしての活動を支援しています。

※令和 7 年度をもって「バンビの会」は活動を休止しました。

表8 自主グループ一覧

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

名称	開催状況	会員数(人)
精神障害者家族会 「あすわ会」	役員会 月 1 回 例会 月 1 回	40

16 母子保健

少子化、核家族化、女性の社会進出等、母と子を取りまく環境は近年大きく変化しており、母子保健の面でも、それぞれの地域の特性に応じた対策の推進が必要となっています。

当センターは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児の訪問指導、医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

1 小児慢性特定疾病医療費支給認定

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から患児家庭の医療費負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

表1 小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 3月末現在（単位：人）

市町別 年度別	管内
4年度	14
5年度	12
6年度	10

2 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、医療保険が適用されず治療費が高額になる体外受精、または顕微授精の治療を受けた方にその治療費の一部を助成し、不妊治療を受ける機会を増やすことを目的として、平成16年4月1日から、「福井県特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

平成26年度からは、男性側要因による不妊治療に対して、平成30年度からは、夫婦そろっての不妊検査と治療に対しても助成制度が拡大されています。

令和4年度からは、不妊治療が保険適用となり、保険診療、先進医療、国で審議中の技術、保険診療適用回数終了に対しても助成対象となっています。

表2 特定不妊治療費助成数(延べ件数)

回数別 年度別		保険診療	先進医療	審議中	保険終了	合計
当センター 受付分	5年度	54	34	1	8	97
	6年度	43	62	2	3	110
	7年度	38	72	1	8	119

表3 男性不妊治療費助成数(延べ件数)

年度別		助成件数
当センター 受付分	5 年度	0
	6 年度	0
	7 年度	1

3 育児不安解消サポート事業「こあら広場」(対象:福井市および永平寺町)

平成17年度から、強い育児不安や育児ストレスを抱える方に対し、定期的にグループカウンセリングを行うことによって、育児不安を解消し、安心して子育てが出来るように支援しています。

対象:0歳から概ね就学前の子どもがいる保護者または妊婦で育児に不安やストレスを抱える方

内容:親と子に分かれてのグループワーク、個別相談

表4 育児不安解消サポート事業「こあら広場」の実施状況

年度別		開催回数(回)	参加者延(実)数 (人)	
			保護者	子ども
管内	5 年度	12	51(32)	53(34)
	6 年度	5	10(9)	8(7)
	7 年度	9	9(6)	8(6)

4 人工妊娠中絶状況

母体保護法の規定による人工妊娠中絶(妊娠満22週未満)が行われた場合は、母体保護法指定医師が所属する管内の医療機関から報告があります。

表5 人工妊娠中絶年次別状況(件数) 妊娠満 22 週未満

年齢別 年度別		20 歳 未満	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45 歳 以上 (不詳含む)	総数
管内	5 年度	2	0	5	1	1	0	0	9
	6 年度	0	3	3	2	2	1	0	11
	7 年度	0	3	0	2	5	1	0	11

5 先天性代謝異常等検査事業(対象:福井市および永平寺町)

生後4～6日目に医療機関において先天性代謝異常等検査を実施し、検査の結果、精密検査を必要とする乳児について、受診を勧奨したり、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

表6 要精検者への訪問実績(件数)

年度別		訪問件数
管内	5 年度	6
	6 年度	8
	7 年度	7

6 気がかりな妊婦・親子の支援における取り組み

(1)管内母子関係機関との連絡会・研修会(対象:福井市および永平寺町)

福井管内(福井市・永平寺町)において、養育力や育児環境、子の障害等により支援が必要と思われる妊婦・親子(以下、「気がかりな妊婦・親子」とする)の把握・連携状況を関係機関で共有し、把握力や支援方法の質の向上につなげることを目的に管内母子関係機関と連絡会・研修会を開催しています。

表7 連絡研修会開催実績

(令和7年度)

月 日	内容
1 月 30 日	講義および演習 「妊産婦、子育て家庭支援に必要な多面的アセスメント」

(2)気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム(対象:福井市および永平寺町)

気がかりな妊婦・親子が関係機関から適切に把握され連携されることにより切れ目のない支援を受けることができることを目的に、医療機関と市町が発信する連絡票の管理や支援状況の確認を行っています。

17 歯科保健

生涯を通じて歯や口の健康を保つために、ライフステージに応じた効果的な歯科疾患予防を実施する「8020運動」の一環として、未就学児期からのむし歯予防の調査事業を実施しています。

将来の永久歯に備えるためには、未就学児からのむし歯やむし歯になりにくい歯の早期発見・早期治療が大切です。

表1 歯科保健事業実施状況(保育園・認定こども園・幼稚園・幼児園対象) (令和7年度)

	回答数(件)	事業内容	
		フッ化物洗口実施施設(件)	歯みがき教室の実施施設(件)
福井市 N=97	97 (回収率100%)	44	43
永平寺町 N=8	8 (回収率100%)	7	1
福井県 N=304	301 (回収率99%)	114	126

表2 虫歯の状況(令和6年度分)

		対象 者数 (人)	受診 者数 (人)	むし歯 のある 子の数 (人)	むし歯 合計 (本)	むし歯内訳		虫歯の ある子の 率(%)	1人平 均むし 歯数 (本)
						未処置 歯 (本)	処置 歯 (本)		
4 歳 児	福井市	1,852	1,834	274	945	709	236	14.9	0.52
	永平寺町	127	127	12	57	35	22	9.4	0.45
	福井県	5,198	5,143	808	2,784	2,044	740	15.7	0.54
5 歳 児	福井市	1,986	1,953	493	1,655	1,033	622	25.2	0.85
	永平寺町	113	113	22	59	30	29	19.5	0.52
	福井県	5,482	5,417	1,320	4,900	3,142	1,758	24.4	0.90

18 難病対策

1 特定医療費(指定難病)支給認定

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない稀な疾病で、長期療養が必要と考えられています。難病法(平成27年1月施行)に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給のための事務手続きを行っています。令和8年3月末時点で、348疾患が対象です。

令和元年度 福井市の中核市移行に伴い、福井市に居住する患者については、種々の申請は福井市が受付け、受給者証の発行事務は当センターで実施しています。

表1 特定医療費(指定難病)支給認定状況(実件数)

毎年3月末現在

市町村別 年度別	福井市	永平寺町	管内
令和5年度	2,126	182	2,308
令和6年度	2,222	183	2,405
令和7年度	2,354	199	2,553

2 医療相談事業

患者等の療養上の不安解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、理学療法士等による相談事業を実施しています。

表2 医療相談事業実施状況

(令和7年度)

月 日	内 容	参加者数 (人)
10月19日 (日)	神経難病に関する研修会(集合研修) 講 師:医師、理学療法士 内 容:①自分らしく生きるためのヒント～神経難病と共に歩む～(講義) ②自分でできるリハビリテーション(講義と実演・体験) 対 象:福井保健所管内の神経難病患者と家族	9
11月5日 (水)	自宅でできるリハビリテーション個別相談会 講 師:理学療法士 内 容:自宅でできるリハビリテーションに関する個別相談 対 象:福井保健所管内の難病患者とその家族	2

3 訪問相談・指導事業

日常生活全般において介助を必要とする通院困難な難病患者および家族に対して、地域における在宅診療を促進することを目的としています。

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上および療養上の悩みに対する相談や在宅療養に必要な医学的指導を行うため、難病に関する専門の医師、対象者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による、訪問相談・指導を実施しています。

4 難病対策地域協議会

地域における難病患者の入院から在宅療養までの一貫した地域ケアシステムの構築を図るために、病院や介護保険等の関係機関とともに支援検討会を開催しています。

表3 難病対策事業実施状況

(令和7年度)

月 日	内 容	参加者数 (人)
3月4日 (水)	内 容 (1)情報提供 ①永平寺町における難病患者の現状と福井健康福祉センターの取り組み ②難病支援センターについて (2)講 義 難病ケアマネジメントとは 対 象 介護支援専門員、訪問看護師、永平寺町行政関係者等	17

5 難病患者災害時個別対応マニュアルの作成支援

人工呼吸器装着など医療ニーズの高い難病患者は、災害時に健康危機状況に陥りやすいと予想されます。そのため、在宅の難病患者、家族、支援に関わる者が災害発生時に適切な対応が出来るよう、平時からの備えを中心とした災害時個別対応マニュアル作成を支援しています。

19 食品衛生

1 食の安全・安心確保対策事業

(1)食品衛生監視指導(食品衛生法第 24 条に基づく監視計画)

福井県食品衛生監視指導計画に基づいた食品営業施設等の監視指導を実施しています。

食品衛生法が改正され、令和 3 年 6 月 1 日からは完全施行となりました。そのため、営業許可業種の再編、営業届出制度や食品リコール報告制度が始まり、新制度へ移行していくことになりました。福井県条例許可(魚介類加工業、漬物製造業、行商)は廃止され、法に基づく許可または届出業種になることになりました。

(2)食品衛生関係許可事務

食品衛生法に基づく新規等の許可、変更・廃止およびこれらに伴う監視指導を実施しています。

表1 旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設数・監視指導の状況

項 目 業 種		7年度				6年度	
		営業施設数	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数
			継続	新規			
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	2				6	9
	仕出し屋・弁当屋	1			1	1	3
	旅館	1					2
	その他	1			2	5	9
菓子(パンを含む。)製造業		4			2	4	8
魚介類販売業		1				2	4
食品の冷凍又は冷蔵業		1				1	1
アイスクリーム類製造業		1					2
食肉販売業		2				3	3
みそ製造業							1
醤油製造業						1	1
ソース製造業					1		1
酒類製造業							1
豆腐製造業						1	1
めん類製造業		1				1	2
そうざい製造業					1	2	4
計		15			7	27	52

表2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

業 種	項 目	7年度				6年度			
		営業施設数	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数	廃業施設数	監視指導施設数
			継続	新規					
飲食店営業		132		21	1	57	113	4	55
調理機能あり自販機		1				2	1		2
食肉販売業		5		2	1	6	4		4
魚介類販売業		5		2		3	3	1	2
食肉処理業		1				1	1		1
菓子製造業		25		1		10	24	1	15
アイスクリーム類製造業		1				1	1		1
清涼飲料水製造業		1				2	1		1
食肉製品製造業		1		1		1			
水産製品製造業		1				1	1		
みそ又はしょうゆ製造業		3		2		4	1		
酒類製造業		7		1		2	6		3
豆腐製造業		2		1		1	1		2
麺類製造業		8		2		6	6		3
そうざい製造業		22		3	1	16	20	1	14
冷凍食品製造業		3		1		3	2		2
漬物製造業		5				2	5		1
密封包装食品製造業		2					2		
食品の小分け業		1					1		
計		226		37	3	118	193	7	108

(3)食品の収去検査

福井県食品衛生監視指導計画の食品収去検査計画に基づき、年間を通じて収去検査を行い安全の確認をしています。令和7年度の検査件数は12件で、衛生管理の改善を指導した検体数は1件でした。

表4 食品収去検査の状況

7年度			6年度		
検査件数	規格基準 不適検体数	指導を求めた 検体数	検査件数	規格基準 不適検体数	指導を求めた 検体数
12	0	1	13	0	0

2 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

(1)食品衛生講習会等の開催

食品衛生意識の向上および食中毒事故の未然防止を目的として、主に食品営業者を対象に衛生講習会を実施しました。また、一般事業者からの依頼に応じた出前講習会を実施しました。

表5 食品衛生講習会の実施状況

7年度		6年度	
実施回数(回)	受講者数(人)	実施回数(回)	受講者数(人)
4	138	4	153

3 食品による健康被害等に関する対応

(1)食中毒に関する調査

永平寺町では令和6年度に引き続き令和7年度に食中毒は発生しませんでした。

表7 食中毒発生の状況

年度	件数	発生日	患者数/摂食者数	原因食品	病因物質
7年度	0	-	-	-	-
6年度	0	-	-	-	-

(2)食品による健康被害等に関する行政処分

令和6年度および令和7年度は、いずれも営業停止命令等の行政処分は行いませんでした。

表8 行政処分の状況(件数)

項目 年度	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
7年度	0	0	0	0	0	0
6年度	0	0	0	0	0	0

(3)一般相談への対応

食品営業施設の開設・変更に伴う相談や食品表示に関する相談および喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。相談件数は335件あり、このうち、有症苦情は1件、異物混入の相談が1件でした。

表9 食品関係相談の状況(件数)

7年度				6年度			
相談件数				相談件数			
全体	有症苦情	無症苦情	異物混入	全体	有症苦情	無症苦情	異物混入
335	1	1	1	601	3	3	6

4 調理師・製菓衛生師免許に関する業務

(1)試験

令和4年度から調理師試験は、「公益社団法人調理師技術技能センター」に委任されました。製菓衛生師試験は変わらず福井県で年1回実施しています。

(2)免許申請

年度内に処理した調理師免許申請は6件(新規1、再交付3、書換2)であり、製菓衛生師免許申請は1件(新規1)でした。

表10 調理師・製菓衛生師免許事務の状況

項目 年度	調理師				製菓衛生師			
	免許申請				免許申請			
	新規	再交付	書換え	計	新規	再交付	書換え	計
7年度	1	3	2	6	1	0	0	1
6年度	66	28	29	123	17	0	5	22

5 ふぐ処理登録(ふぐ処理師)申請に関する業務

令和4年度の条例改正により「ふぐ処理登録者」から「ふぐ処理師」として新たに試験制度に移行しました。経過措置として、令和7年3月31日まで「ふぐ処理登録者」は順次「ふぐ処理師認定講習会」を受講し、受講後「ふぐ処理師」に自動的に移行しました。

表11 ふぐ処理登録申請事務の状況

種類 項目	登録申請				試験
	新規	再交付	書換え	計	受験数
ふぐ処理登録	0	0	0	0	-
ふぐ処理師	0	0	0	0	0

20 動物愛護管理業務

動物取扱業への監視指導

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第一種動物取扱業および一定頭数以上の動物の取扱い飼養施設の第二種動物取扱業に対して監視等を行うとともに、動物取扱責任者に対して研修会を開催しています。

表1 第一種動物取扱業登録施設数・監視指導の状況

項目 年度	施設数	業種内訳					監視指導数
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
7年度	4	1	4	0	2	0	4
6年度	4	1	4	0	2	0	4

表2 第二種動物取扱業届出施設数・監視指導の状況

項目 年度	施設数	業種内訳				監視指導数
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
7年度	1	1	1	0	0	1
6年度	1	1	1	0	0	1

表3 動物取扱責任者研修の開催状況

項目 年度	会場受講者(人) (実施日)	会場受講者(人) (実施日)	オンライン型 受講者(人)	受講者(人) (会場開催数)
7年度	2 (R8.3.5)	—	22	24 (1回)
6年度	13 (R7.3.4)	7 (R7.3.5)	—	20 (2回)

※令和7年度からは、オンライン型による動物取扱責任者研修も実施しています。

21 環境衛生

1 生活衛生関係営業六法に基づく営業施設の衛生上の危害発生防止対策

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法（営業六法）に基づく営業施設について監視指導を実施しています。なお、管内に興行場はありません。

表1 営業六法施設数・監視指導の状況

項 目 業 種		7年度				6年度	
		営業施設数	新規施設数	廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数	監視指導施設数
理容所		20	0	0	1	20	7
美容所		27	0	0	2	27	12
クリーニング所	洗濯所	5	0	0	0	5	5
	取次所	11	0	0	0	11	0
公衆浴場	普通	0	0	0	0	0	0
	特殊	3	0	0	3	3	0
旅館	ホテル・旅館	8	1	0	2	7	3
	簡易宿所	5	1	0	2	4	0
	下宿	0	0	0	0	0	0
	特例	0	1	1	1	0	1
計		80	3	1	11	78	28

2 民泊に対する衛生管理

住宅宿泊事業法に基づき、民泊の届出の受理等に係る事務を実施するとともに、衛生管理について指導しています。また、民泊に関する事務については、福井市管内を含め、当センターで行っています。

表2 民泊施設の状況

項目 年度	民泊施設数 (届出件数)	
	福井市	永平寺町
7年度	8	0
6年度	1	1

*平成30年度からは累計25施設あり

3 浄化槽の法定検査受検率向上対策

浄化槽法に基づき、浄化槽設置の届出の受理、浄化槽工事業、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

表3 浄化槽設置基数・浄化槽工事業届出の状況

項目 年度	浄化槽 設置基数	工事業 (届出件数)	保守点検業 (登録件数)
7年度	221	147	2
6年度	225	147	2

4 水道施設の適正維持管理の推進

水道法に基づき、水道施設の維持管理に対する監視指導を実施しています。

なお、簡易専用水道、専用水道および飲用井戸の事務については、地方分権一括法および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、平成25年4月1日から福井市および永平寺町に事務が移譲されています。

表4 水道施設数・監視指導の状況

業種 年度	上水道 ※		簡易水道		飲料水供給施設	
	施設数	監視指導 施設数	施設数	監視指導 施設数	施設数	監視指導 施設数
7年度	2	1	28	21	23	18
6年度	2	1	28	23	23	15

※上水道は福井市と永平寺町の2施設ありますが、福井市は国の所管となります。

5 特定建築物に対する監視指導

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づいて、これまで、特定建築物（多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校など）の監視指導を実施していましたが、全て福井市内の施設であり、監視指導は福井市が行うことになりました。

また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務については、福井市内を含め、当センターで行っています。

表5 建築物衛生管理業登録の状況

年度 種別	7年度		6年度	
	登録件数		登録件数	
	福井市	永平寺町	福井市	永平寺町
清掃業	12	0	12	0
空気環境測定業	3	0	3	0
飲料水貯水槽清掃業	18	0	19	0
ねずみ昆虫等防除業	14	0	13	0
飲料水水質検査業	4	0	4	0
排水管清掃業	3	0	3	0
環境衛生総合管理業	11	0	11	0
計	65	0	65	0

6 温泉関係施設に対する監視指導

温泉法に基づき、温泉利用許可施設等への立入等監視指導を行っています。なお、源泉については、福井市内を含め、当センターで指導等を行っています。

表6 温泉施設数・監視指導の状況

年度 種別	浴用許可		飲用許可		源泉
	施設数	監視指導 施設数	施設数	監視指導 施設数	施設数 (福井市含)
7年度	4	1	0	0	22
6年度	4	1	0	0	22

7 遊泳用プールの衛生管理の徹底

国の指導により遊泳用プールの衛生基準に基づいて、これまで、監視指導を実施していましたが、全て福井市内の施設であり、監視指導は福井市が行うことになりました。

＜参考＞墓地・埋葬等関係

墓地・埋葬等に関する法律に基づく事務については、地方分権一括法および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、平成24年4月1日から福井市および永平寺町に事務が移譲されています。

22 廃棄物

1 廃棄物関係の許可・処理施設

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に定義されており、県内でその処理を業として行う場合は、福井県知事の許可が必要です。

また、産業廃棄物以外の廃棄物は、一般廃棄物と定義されており、市町村が設置した届出施設または福井県知事の許可を取得した一般廃棄物処理施設などで処理されています。

当センター管内における廃棄物関係施設数は、次の表のとおりです。

表1 廃棄物関係許可業者数(件数)

(3月31日現在)

市 町	産業廃棄物処理業		産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
	収集運搬業	処 分 業			
令和7年度	851 (90)	3 (0)	2	0	856
福 井 市	349 (10)	— (—)	—	—	349
永平寺町	21 (0)	2 (0)	2	0	25
管 外	481 (80)	※1 (0)	—	—	482
令和6年度	804 (71)	3 (0)	2	0	809
令和5年度	783 (71)	3 (0)	2	0	788

注 ()内は特別管理産業廃棄物処理業の内数

※ 移動式のもの

2 廃棄物処理の許可に関する手続

廃棄物処理法に係る許可申請および届出件数の年度推移は次の表のとおりです。

表2 産業廃棄物に係る許可申請および届出件数の推移(件数)

年 度	収集運搬業				処 分 業				処理施設 許可・届出	計
	許可申請			届出	許可申請			届出		
	新規	更新	変更		新規	更新	変更			
令和7年度	67	101	14	814	0	1	1	1	2	1,001
令和6年度	59	142	16	779	0	0	0	0	0	996

3 廃棄物に関する監視指導

(1) 産業廃棄物処理業等に対する監視指導

産業廃棄物については、野外焼却や不法投棄など不適正処理に関する様々な問題が全国的に生じています。当センターでは、廃棄物処理法に基づく(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、(特別管理)産業廃棄物処分業および一般・産業廃棄物処理施設の設置許可(県知事の許可)の申請窓口となっており、これら許可業者や排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく監視や適正処理に係る指導を行っています。

また、休日や夜間のパトロール(民間委託を含む)など、不法投棄等のおそれのある場所を中心とした定期的な監視も継続しています。

表3 廃棄物関係施設立入検査件数の年度推移(件数)

区 分	年 度	産業廃棄物 処理業	産業廃棄物 処理施設	一般廃棄物 処理施設	計
立入検査	令和7年度	10	2	0	12
	令和6年度	3	0	0	3

(2) その他の監視指導

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含有する使用されなくなった変圧器(トランス)やコンデンサー、安定器等のPCB廃棄物の保管施設に立入検査を実施し、保管状況を確認するとともに、PCB廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」で処分期限が定められていることから、早期の処分を行うよう指導しています。

また、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づき登録や許可を受けている引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者の施設への立入検査を実施し、使用済自動車の適正処理を指導しています。

4 廃棄物の適正処理推進に関する取り組み

当センターでは、永平寺町地区廃棄物不法処理防止連絡協議会(※)を設置し、関係機関の連携を図るとともに、合同パトロールの実施や不法処理防止に係る啓発活動、不法投棄廃棄物の撤去等を通じて、廃棄物の適正処理を推進しています。

※永平寺町地区廃棄物不法処理防止連絡協議会（事務局 当センター）

（構成）永平寺町、農林総合事務所、土木事務所、警察署、森林組合、漁業協同組合、福井県産業資源循環協会、当センター

（1）不法投棄物の撤去について

不法投棄は、重大な犯罪であり、発見した場合は投棄者に撤去を求めます。しかしながら、投棄物の撤去が困難化して放置状態になると、土地所有者に大きな負担となるばかりでなく、新たな不法投棄を助長する要因となります。

また、生活環境保全上の支障をきたすおそれもあることから、行政、事業者および住民が連携した撤去方策を推進することが必要になります。

このため、永平寺町地区廃棄物不法処理防止連絡協議会では、地域住民ボランティアや産業資源循環協会などの協力を得ながら、不法投棄廃棄物の撤去を支援しています。

（2）不法処理防止に係る啓発活動について

県内の各センターでは、6月の「環境月間」、12月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心に不法処理防止に係る啓発活動を実施しており、啓発リーフレットの配布、排出事業者や処理業者に対する実地監視などを通じ、再資源化の促進等、廃棄物の減量化や適正処理の推進についての意識啓発を図っています。

（3）産業廃棄物の適正処理に関する研修会について

廃棄物処理法に基づき、事業者は、その産業廃棄物を適正に処理する責任があり、産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、委託契約を締結し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するなどの義務があります。

委託契約などの手続きをわかりやすく周知するため、令和7年 11 月5日に中小規模の排出事業者を対象とした「廃棄物の処理を間違わないための基礎講座(排出事業者向け)」を福井市と合同で開催し、76 名(この内、管内 10 事業者)の方々が参加しました。

23 公害

当センターでは、水・大気環境を保全するため、各公害防止関係法令に基づく届出の審査業務や工場・事業場等への監視指導、水質、大気等の環境調査などに取り組んでいます。

1 公害関係法令

「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「土壌汚染対策法」「ダイオキシン類対策特別措置法」「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」「福井県公害防止条例」などの法令・条例に基づく届出に対し、その内容が適切か審査するとともに、事業場へ立入検査を実施し、施設の適正な維持管理などについて指導しています。

表1 各法令に基づく届出工場・事業場数 (令和8年3月31日現在)

公害関係法令	工場・事業場数
大気汚染防止法対象工場・事業場※ ¹ (ばい煙発生施設※ ² ／VOC 排出施設／水銀排出施設)	12 (12／0／0)
水質汚濁防止法対象工場・事業場	37
ダイオキシン類対策特別措置法対象工場・事業場	1
福井県公害防止条例に規定する特定施設設置工場・事業場	1
福井県公害防止条例に規定する公害防止管理責任者選任工場・事業場	10
合計	61

※¹ 一般粉じん発生施設(永平寺町長に届出)を除く。

※² 電気事業法施設を含む。

表2 公害関係苦情の発生件数

市 町	年 度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	計
永平寺町	令和7年度	1	0	0	0	0	0	1
	令和6年度	0	1	0	0	0	2	3

2 水・大気環境の保全

油の流出や魚類のへい死等の水質事故に対しては、関係機関と連携しながら、その被害拡大の防止、原因究明および原因者に対する指導等、迅速な対応に努めています。

また、建築物の解体における特定粉じん排出等作業では、作業基準の遵守状況や排出されるアスベスト廃棄物の適正処理についての計画を事前に確認するとともに、立入検査により作業場

の隔離・養生等が適切かどうか確認し、健康被害の発生防止に努めています。

表3 公害関係事業場等立入検査件数（令和7年度）

大気汚染防止法 ばい煙発生施設	水質汚濁防止法 特定工場	ダイオキシン類 特定施設	アスベスト 排出等作業
4	13	1	0

3 地下水汚染の防止

地下水汚染を早期に発見するため、毎年、全般的な地下水の概況を把握するための調査を実施しています。その概況調査で汚染が発見された時には、汚染の範囲や汚染源を特定するための汚染井戸周辺調査を実施し、汚染原因者に対して浄化対策を指導しています。

また、地下水汚染が発見された地区では、継続的な監視を行うため、継続監視調査を実施しています。

4 地盤沈下の防止

福井県公害防止条例では、地盤沈下を防止するために、揚水機の吐出口断面積19.6cm²以上のものについて、事前の届出を義務づけており、地下水採取者に対し、節水や水利用の合理化を指導しています。

5 フロン類の排出抑制の推進

業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器を整備・廃棄する際には、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて冷媒フロン類が充填および回収されています。これらの充填および回収を業として行う第一種フロン類充填回収業者は、都道府県知事の登録を受ける必要があります。

当センターでは、事業者が適切な資格や装置を有しているかなどについて登録審査を行うとともに、登録事業者を監視指導しています。

表4 フロン排出抑制法に基づく登録事業者数（令和8年3月31日現在）

第一種フロン類充填回収業者	351
---------------	-----

24 地域保健・福祉・環境関係職員研修

多様化する住民ニーズや価値観・ライフスタイルの中で、住民の生活に密着した身近な課題について、きめ細かく総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・福祉・環境を担う人材の育成が重要となっています。

そのため、当センターでは、保健・福祉・環境関係の基礎的知識の習得を目的とした「一般研修」と専門性向上を目的とした「実践研修」による「地域保健・福祉・環境関係職員研修」を実施しています。

また、管内市町および当センターの代表者による企画検討委員会を設置し、研修の企画・立案、評価・検証を行っています。

表1 令和7年度実施状況

実施日	開催場所	内 容 ・ 講 師	人数
令和7年 8月27日	ハイブリット開催	『能登半島地震における災害支援活動の実際から学ぶ』 ○報告 ・Well-Being視点からの管見 ・令和6年能登半島地震における避難所支援の報告 ○グループワーク ・避難生活における福祉・生活ニーズを考える	101
令和7年 12月16日	ハイブリット開催	『自治体職員として知っておきたい行動経済学 ～ナッジの基本を習得～』 ○講義・演習 ・自治体職員のための行動経済学入門 (ナッジ理論の基本を学ぶ)	31

※対象者：福井市・永平寺町 保健・福祉・環境分野の職員、県健康福祉センター職員等

表2 令和7年度企画検討委員会実施状況

実施日	開催場所	内 容	人数
令和7年 5月13日	会場	・令和6年度研修の実績報告 ・令和7年度研修計画	14
令和7年 3月25日	書面開催	・令和7年度の研修の実績報告および評価 ・令和8年度研修計画	11

24 研修生・実習生の受入れ

1 臨床研修医師の受入れ

当センターにおける多様な業務を理解、体験することで、医師として必要な公衆衛生活動に対する具体的な知識、態度等を身につけることを目的に研修医の受入れを行っています。

表1 臨床研修医師受入状況 (令和7年度)

医療機関名	期間	人数(人)
受け入れ実績なし		

2 実習生の受入れ

地域における保健福祉の行政機関としての当センターの機能、役割を知り、実際の体験を通して理解を深めることを目的に、医学生や看護学生、公衆栄養学生の実習生の受入れを行っています。

表2 実習生受入状況 (令和7年度)

学校名	種別	期間	人数(人)
福井大学医学部医学科	医学	令和7年5月9日～6月6日	16
福井大学医学部看護学科	看護	令和7年6月16日～6月27日	2
福井県立大学看護学科	看護	令和7年7月9日～7月28日	3
仁愛大学健康栄養学科	栄養	令和7年8月28日～9月3日	4

3 インターンシップの受入れ

学生の就労意識の向上および県政への理解促進を図るため、福井県庁インターンシップの受入れを行っています。

表3 インターンシップ生受入状況 (令和7年度)

職種	期間	人数(人)
保健師	令和7年8月19日～8月21日	2